

# 令和5年度 全国健康保険協会長崎支部事業報告

令和6年度 第1回全国健康保険協会長崎支部評議会



全国健康保険協会 長崎支部  
協会けんぽ

# 協会けんぽとは？

## 4,000万人の「医療を受けられる安心」を支える 日本最大の保険者。

平成18年の医療制度改革により、社会保険庁から再編成され、全国健康保険協会（協会けんぽ）は平成20年10月に設立されました。（本部と全国47支部で構成）

“保険証1枚あれば、誰でも、いつでも、どこでも医療が受けられる”この状態を守ることこそ、協会けんぽの仕事。加入者の皆さまの「当たり前の安心」を支えています。



3人に1人の割合

中小企業にお勤めの方と、  
そのご家族が加入しています！

後期高齢者医療制度

加入者数  
1,806万人



保険者数  
47 広域連合

国民健康保険

加入者数  
2,890万人



保険者数  
1,716市町村  
161国保組合

健康保険組合

加入者数  
2,868万人



保険者数  
1,388

共済組合

加入者数  
868万人



保険者数  
85

協会けんぽ

加入者数  
3,954万人



保険者数  
1

※令和3年3月末現在（協会けんぽは令和6年3月末現在）



全国健康保険協会 長崎支部  
協会けんぽ

加入情報（令和6年3月協会けんぽ月報）



長崎県でも約3人に1人の方が  
協会けんぽの加入者です（約34%）



加入者数 426,966人

被保険者 263,421人

被扶養者 163,545人

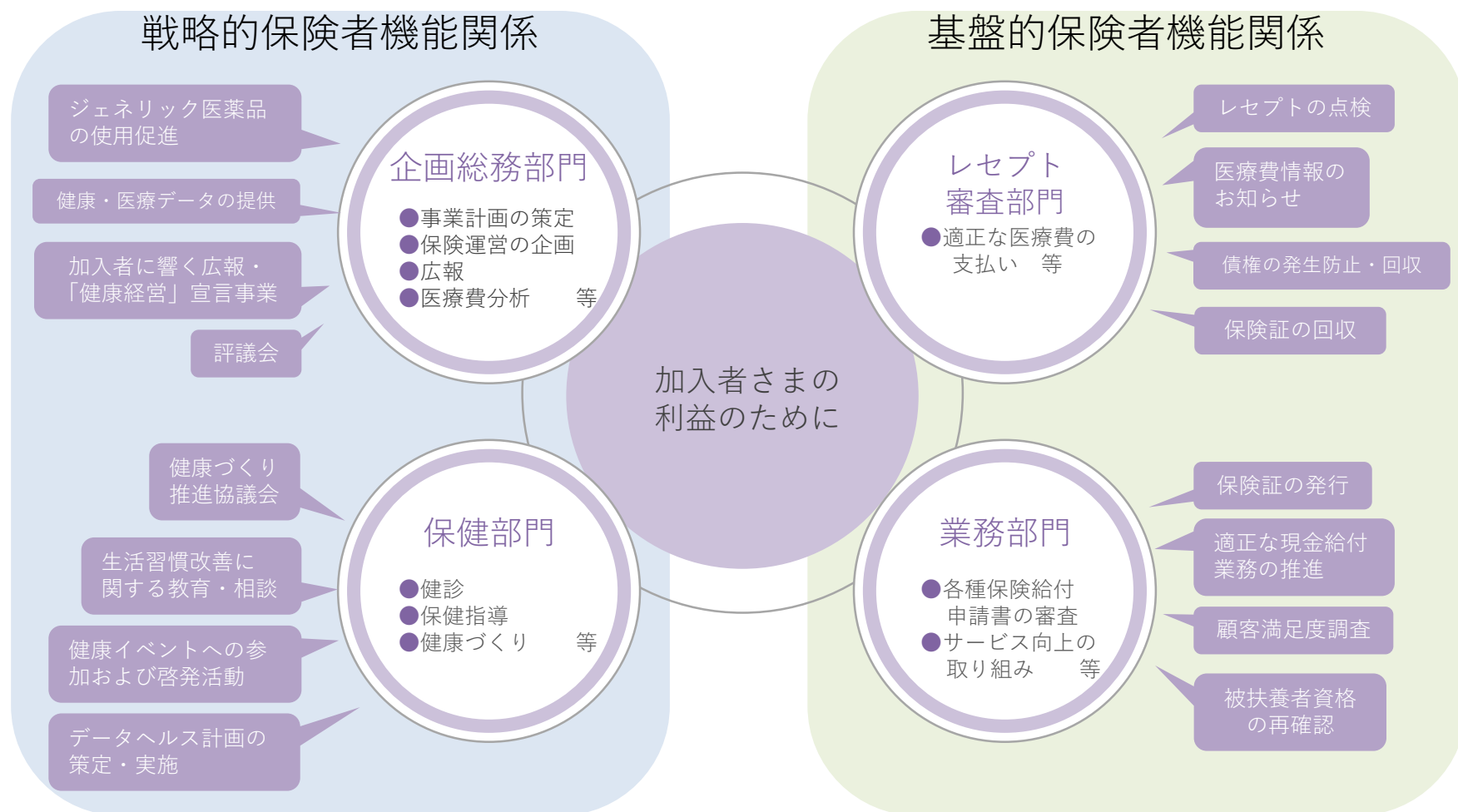


事業所数24,214事業所

# 業 務 内 容

全国健康保険協会は、主に4つの部門で運営しています。

各部門がそれぞれの業務を行い、時に連携することで、約4,000万人の加入者の皆さまの健康を支え、質の高いサービスを提供するとともに健全な財政運営を実現しています。



# 保険者機能強化アクションプラン（第5期）のコンセプト

## 協会の基本理念

保険者機能強化アクションプラン（第5期）においても、協会けんぽの基本理念をこれまで以上に追求していく。

### 【基本使命】

保険者として、健康保険事業及び船員保険事業を行い、加入者の皆様の健康増進を図るとともに、良質かつ効率的な医療が享受できるようにし、もって加入者及び事業主の皆様の利益の実現を図る。

### 【基本コンセプト】

- 加入者及び事業主の皆様の意見に基づく自主自律の運営
- 加入者及び事業主の皆様の信頼が得られる公正で効率的な運営
- 加入者及び事業主の皆様への質の高いサービスの提供
- 被用者保険のセーフティネットとしての健全な財政運営

## 第5期の事業運営の3つの柱

### 基盤的保険者機能関係

- 保険者の基本的な役割として、健全な財政運営を行うとともに、加入者の加入手続き・資格管理や医療費及び現金給付の審査・支払などを迅速かつ適正に行う。
- あわせて、不正受給対策などの取組を強化することにより、協会けんぽや医療保険制度に対する信頼の維持・向上を図る。
- また、これらの取組を実現するためには、基本業務の効率化・簡素化を徹底することが不可欠であり、不断の業務改革を推進する。

### 戦略的保険者機能関係

- 基本的な役割を確実に果たした上で、より発展的な機能を発揮することにより、「Ⅰ.加入者の健康度の向上」、「Ⅱ.医療等の質や効率性の向上」、「Ⅲ.医療費等の適正化」を目指す。
- 具体的には、事業主や関係団体等とも連携して、特定健診・特定保健指導やコラボヘルスなどの保健事業の充実・強化に取り組むとともに、加入者・事業主のヘルスリテラシーの向上を図る。
- また、ジェネリック医薬品の使用促進や医療費等のデータ分析に基づく意見発信・働きかけなどにより、質が高く無駄のない医療を実現するとともに、加入者が正しい情報に基づき適切に行動できるよう、協会けんぽの活動や医療保険制度等に関する理解の促進を図る。

### 組織・運営体制関係

- 基盤的保険者機能と戦略的保険者機能の本格的な発揮を確実なものとするため、人材育成による組織力の強化を図るとともに、標準人員に基づく人的資源の最適配分や支部業績評価による協会けんぽ全体での取組の底上げなど、組織基盤を強化していく。

# 協会けんぽ長崎支部 令和5年度KPI（重要業績評価指標）及び結果一覧表

## 1. 基盤的保険者機能関係

| 具体的施策                                      | 令和5年度 KPI                                                                                                | 令和5年度 KPI に対する結果 |        |        |        |
|--------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------|--------|--------|--------|
|                                            | 赤字は支部で設定する目標値、（ ）内は全国目標値                                                                                 | 長崎支部             | 達成・未達成 | 全 国    | 達成・未達成 |
| 1. サービス水準の向上 (P16)                         | ① サービススタンダードの達成状況を 100%とする                                                                               | 100%             | 達成     | 99.99% | 未達成    |
|                                            | ② 現金給付等の申請に係る郵送化率を 96.0% (96.0%) 以上とする                                                                   | 95.5%            | 未達成    | 95.6%  | 未達成    |
| 2. 効果的なレセプト内容点検の推進 (P9)                    | ① 社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率（※）について 対前年度 0.331% (0.337%) 以上とする<br>（※）査定率＝レセプト点検により査定（減額）した額÷協会けんぽの医療費総額 | 0.381%           | 達成     | 0.423% | 達成     |
|                                            | ② 協会けんぽの再審査レセプト1件当たりの査定額を 対前年度 6,216円 (7,125円) 以上とする                                                     | 6,286円           | 達成     | 8,472円 | 達成     |
| 3. 柔道整復施術療養費等における文書照会の強化 (P10)             | 柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所 3 部位以上、かつ月15日以上の施術の申請の割合について 対前年度 0.57% (0.86%) 以下とする                              | 0.59%            | 未達成    | 0.83%  | 達成     |
| 4. 返納金債権発生防止のための保険証回収強化及び債権管理回収業務の推進 (P12) | ① 日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率を 対前年度 91.52% (86.27%) 以上とする                                             | 89.21%           | 未達成    | 82.10% | 未達成    |
|                                            | ② 返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率を 対前年度 65.63% (54.35%) 以上とする                                                | 60.16%           | 未達成    | 53.29% | 未達成    |
| 5. 被扶養者資格の再確認の徹底 (P17)                     | 被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を 94.0% (94.0%) 以上とする                                                            | 91.1%            | 未達成    | 89.1%  | 未達成    |

## 3. 組織・運営体制関係

| 具体的施策               | 令和5年度 KPI                                                                     | 令和5年度 KPI に対する結果 |        |      |        |
|---------------------|-------------------------------------------------------------------------------|------------------|--------|------|--------|
|                     | 赤字は支部で設定する目標値、（ ）内は全国目標値                                                      | 長崎支部             | 達成・未達成 | 全 国  | 達成・未達成 |
| 1. 費用対効果を踏まえたコスト削減等 | 一般競争入札に占める一者応札案件の割合について 20% (20%) 以下とする。ただし、入札件数の見込み件数が4件以下の場合は一者応札件数を1件以下とする | 9.1%             | 達成     | 9.9% | 達成     |

## 2. 戦略的保険者機能関係

| 具体的施策                                 | 令和5年度 KPI                                                                                                                    | 令和5年度 KPI に対する結果 |        |               |        |
|---------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------|--------|---------------|--------|
|                                       | 赤字は支部で設定する目標値、（ ）内は全国目標値                                                                                                     | 長崎支部             | 達成・未達成 | 全 国           | 達成・未達成 |
| 1. 特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上 (P22, P23) | ① 生活習慣病予防健診実施率を 65.9% (63.9%) 以上とする                                                                                          | 64.3%            | 未達成    | 57.7%         | 未達成    |
|                                       | ② 事業者健診データ取得率を 11.3% (9.6%) 以上とする                                                                                            | 8.8%             | 未達成    | 7.1%          | 未達成    |
|                                       | ③ 被扶養者の特定健診実施率を 34.1% (35.0%) 以上とする                                                                                          | 27.2%            | 未達成    | 28.3%         | 未達成    |
| 2. 特定保健指導の実施率及び質の向上 (P26)             | ① 被保険者の特定保健指導の実施率を 36.9% (36.4%) 以上とする                                                                                       | 25.3%            | 未達成    | 19.8%         | 未達成    |
|                                       | ② 被扶養者の特定保健指導の実施率を 27.5% (15.8%) 以上とする                                                                                       | 16.3%            | 未達成    | 15.6%         | 未達成    |
| 3. 重症化予防対策の推進 (P29)                   | 受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者の割合を 13.1% (13.1%) 以上とする                                                                                | 7.9%             | 未達成    | 9.2%          | 未達成    |
| 4. コラボヘルスの推進 (P30)                    | 健康宣言事業所数を 1,000事業所（70,000事業所）以上とする                                                                                           | 1,169事業所         | 達成     | 94,740事業所     | 達成     |
| 5. 広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進 (P41)     | 全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を 52.0% (50%) 以上とする                                                                      | 52.80%           | 達成     | 52.60%        | 達成     |
| 6. ジェネリック医薬品の使用促進 (P45)               | ジェネリック医薬品使用割合（※）80%という目標に向けて、年度末の目標値を支部ごとに設定する。ただし、ジェネリック医薬品使用割合が80%以上の支部については、年度末時点で 対前年度 83.5% (80%) 以上とする。 ※ 医科、DPC、歯科、調剤 | (R6.2月) 85.2%    | -      | (R6.2月) 83.7% | -      |
| 7. 地域の医療提供体制等への働きかけや医療保険制度に係る意見発信     | 効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議や医療審議会等の場において、医療データ等を活用した効果的な意見発信を、全支部で実施する                                                  | 実施               | 達成     | 41支部          | 未達成    |

# 1. 基盤的保險者機能關係

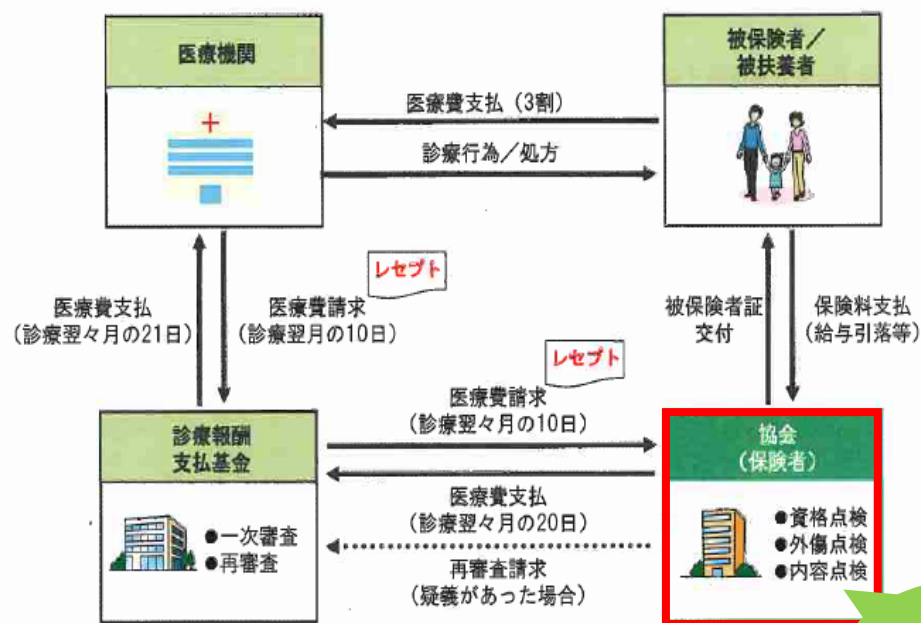
---

# 1. レセプト点検効果額について

加入者が医療機関にかかった場合、原則として医療費の3割(2割)を自己負担額として、窓口で支払います。健康保険負担分である7割(8割)は、診療報酬明細書(レセプト)という形で医療機関から社会保険診療報酬支払基金(以下、「支払基金」と記載します。)に提出され、支払基金で適正かを審査したうえで、全国健康保険協会(以下、「協会」と記載します。)に請求されます。

レセプト点検業務とは、請求されたレセプトについて①資格点検、②外傷点検、③内容点検を行い、支払基金への再審査請求、被保険者への医療費の返還請求、損保会社等への損害賠償請求を行うことによって医療費の適正化を図る業務です。

## ■レセプトの審査の流れ



## ①資格点検と点検効果額

☆資格点検:  
資格喪失後の受診でないか等を確認

★点検効果額:  
資格喪失後受診等で医療機関に返戻となった金額や加入者へ返還請求した金額

## ②外傷点検と点検効果額

☆外傷点検:  
業務上または交通事故など第三者行為によるケガでないか等の確認

★点検効果額:  
労災・通災や第三者に請求すべきと認められた金額

## ③内容点検(査定)と点検効果額

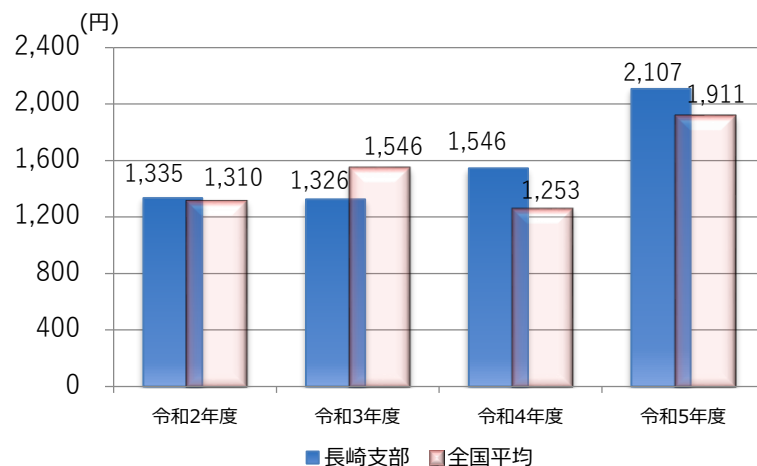
☆内容点検:  
診察、投薬、検査等の請求点数の誤りや請求内容に不備がないかを確認

★診療内容等査定効果額:  
再審査により減額となった金額

# 1. レセプト点検効果額について

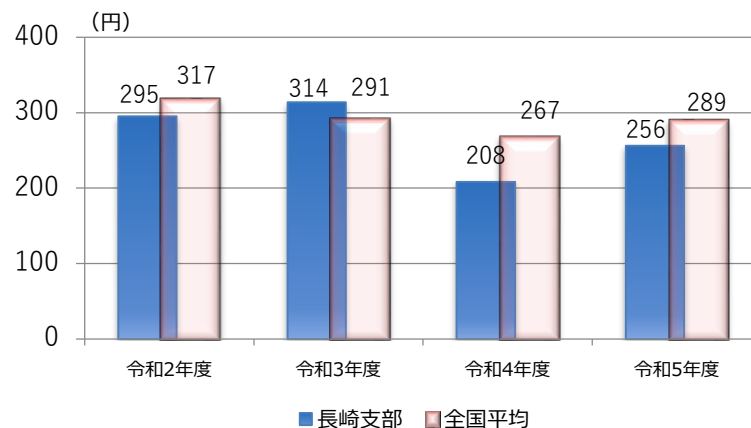
## ■加入者1人あたり点検効果額【資格点検】

|             | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-------------|-------|-------|-------|-------|
| 資格点検<br>(円) | 1,335 | 1,326 | 1,546 | 2,107 |
| 全国平均<br>(円) | 1,310 | 1,314 | 1,253 | 1,911 |



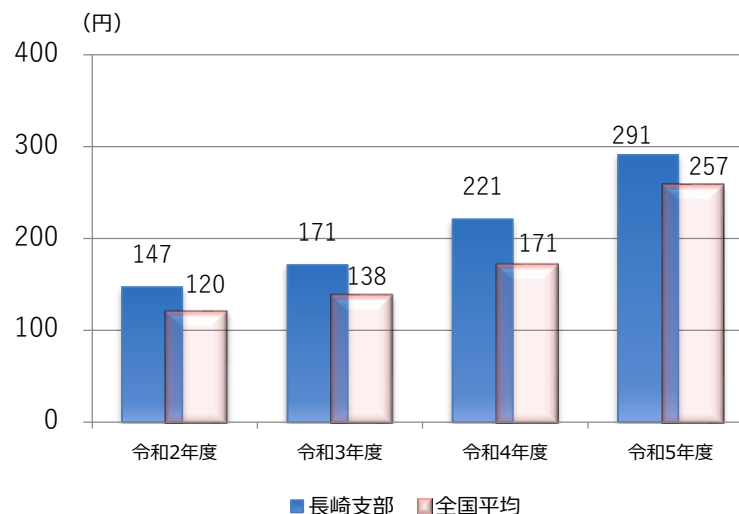
## ■加入者1人あたり点検効果額【外傷点検】

|             | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-------------|-------|-------|-------|-------|
| 外傷点検<br>(円) | 295   | 314   | 208   | 256   |
| 全国平均<br>(円) | 317   | 291   | 267   | 289   |



## ■加入者1人あたり査定効果額【内容点検】

|         | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|---------|-------|-------|-------|-------|
| 内容点検(円) | 147   | 171   | 221   | 291   |
| 全国平均(円) | 120   | 138   | 171   | 257   |



### ＜効果額向上及び医療費適正化に向けた主な取り組み＞

令和5年度

#### ・資格点検

資格喪失後等受診者の適正な管理と返納金債権調定  
受給資格のないレセプトの医療機関等への返戻

#### ・外傷点検

負傷原因照会の促進  
第三者行為による傷病届未提出者への勧奨

#### ・内容点検

再審査請求に関する支払基金との協議会の実施  
レセプト点検員のスキルアップを目的とした研修、勉強会の実施  
刷新システムを活用した重複請求レセプトの抽出・返戻

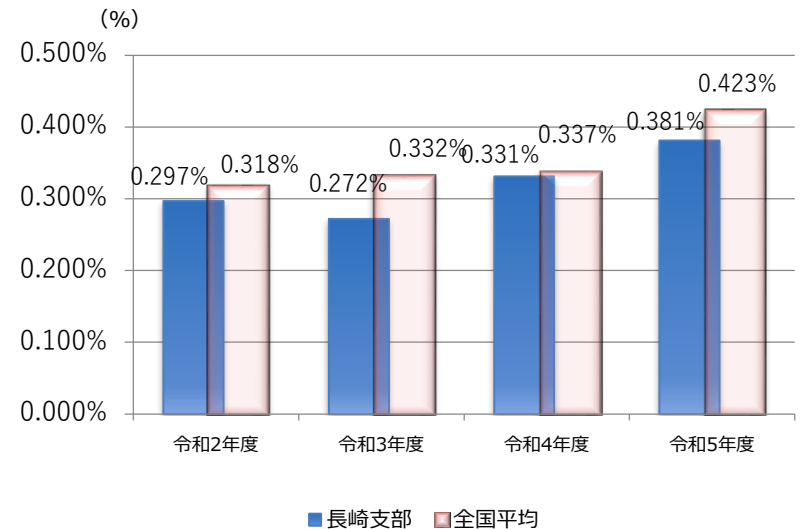
#### ・その他

多受診者への適正受診に向けた指導・啓発

## ■査定率（支払基金との合算）

令和5年度KPI 対前年度（0.331%）以上

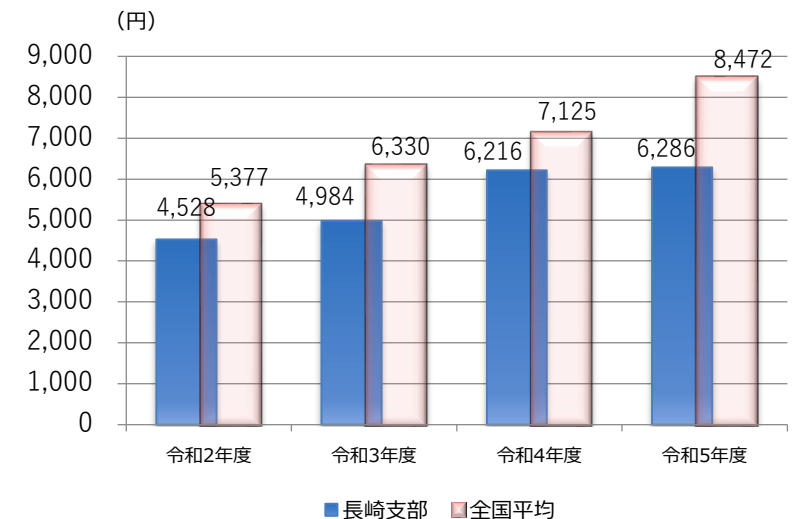
|                      | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|----------------------|-------|-------|-------|-------|
| 内容点検<br>査定効果率<br>(%) | 0.297 | 0.272 | 0.331 | 0.381 |
| 全国平均(%)              | 0.318 | 0.332 | 0.337 | 0.423 |



## ■再審査レセプト1件あたり査定額

令和5年度KPI 対前年度（6,216円）以上

|         | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|---------|-------|-------|-------|-------|
| 査定額(円)  | 4,528 | 4,984 | 6,216 | 6,286 |
| 全国平均(円) | 5,377 | 6,330 | 7,125 | 8,472 |



## 2. 柔道整復施術療養費等の照会業務の強化

### ＜柔道整復施術とは＞

・接骨院や整骨院で柔道整復師（国家資格）によって、骨・関節・筋・腱・靱帯などに加わる外傷性が明らかな原因によって発生する骨折・脱臼・打撲・捻挫・挫傷などの損傷に対し、手術をせずに、整復・固定などを行い、人間の持つ治癒能力を最大限に発揮させる治療。

※「外傷性」とは

- ①関節等の可動域を超えた捻れや外力によって身体の組織が損傷を受けた状態であること。
- ②いずれの負傷も身体の組織の損傷状態が慢性に至っていないものであること。

（健康保険の適用）

急性などの外傷性の打撲・捻挫・および挫傷（肉離れなど）・骨折・脱臼

※骨折・脱臼については医師の同意が必要（応急処置を除く）

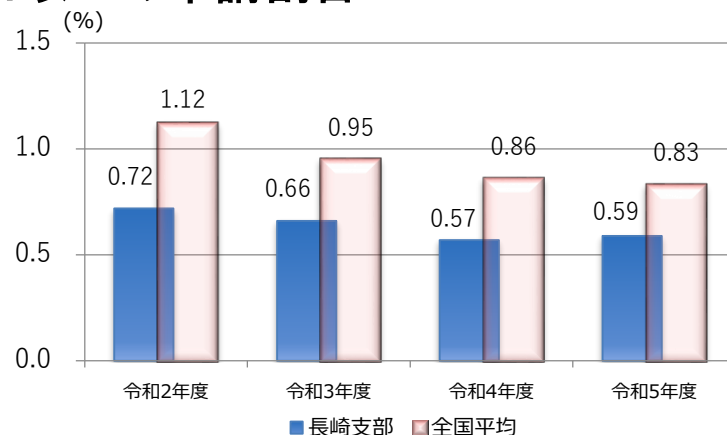
（健康保険の適用範囲外）

- ・単なる肩こり、筋肉疲労や慰安目的のあん摩・マッサージ代わりの利用
- ・病気（神経痛・リウマチ・五十肩・関節炎・ヘルニアなど）からくる痛み・こり
- ・脳疾患後遺症などの慢性病
- ・過去の交通事故等による後遺症
- ・症状の改善の見られない長期の治療
- ・医師の同意のない骨折や脱臼の治療（応急処置を除く）
- ・仕事中や通勤途上におきた負傷

### ■ 施術箇所が3部位以上かつ施術日数が月15日以上の申請割合

令和5年度KPI 対前年度（0.57%）以下

|         | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|---------|-------|-------|-------|-------|
| 申請割合(%) | 0.72  | 0.66  | 0.57  | 0.59  |
| 全国平均(%) | 1.12  | 0.95  | 0.86  | 0.83  |



### 3. 返納金債権の発生防止

#### ※ 返納金債権とは

☆ 主に次の場合に発生する

- ①無資格者の受診
- ②業務外の傷病と認められない場合
- ③給付金の支給内容の誤り、支給調整（障害年金等）  
→主に被保険者から協会へ給付金等を返還してもらうもの

☆ その他

- 厚生局が保険医療機関及び保険薬局に対して行った監査により  
発見された不正請求に対する返還金  
→診療報酬返還金等
- 不正行為等により受けた保険給付（傷病手当金等）の返還金

#### ※ 損害賠償金債権とは

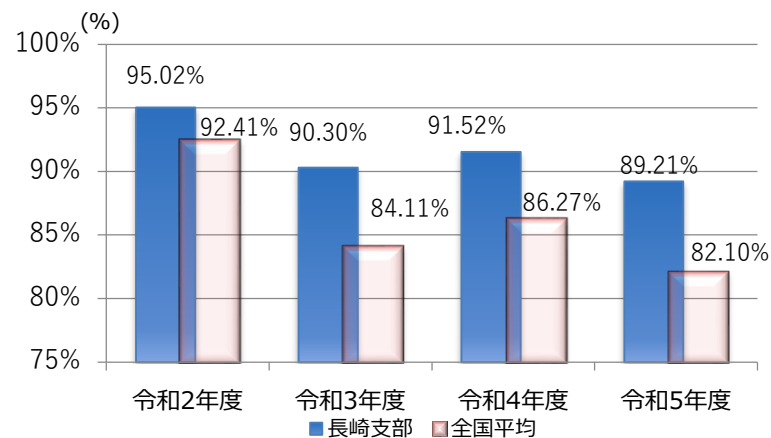
- ☆ 給付事由が第三者によって生じた場合の保険給付について、その第三者に対して有する損害賠償の請求を取得し、行使する場合に発生  
（例）交通事故を起こした加害者への請求

#### ※ 承継分債権とは

- ☆ 旧社会保険庁から引き継いだ債権で、返納金債権、返還金債権、損害賠償金債権を含むすべての債権

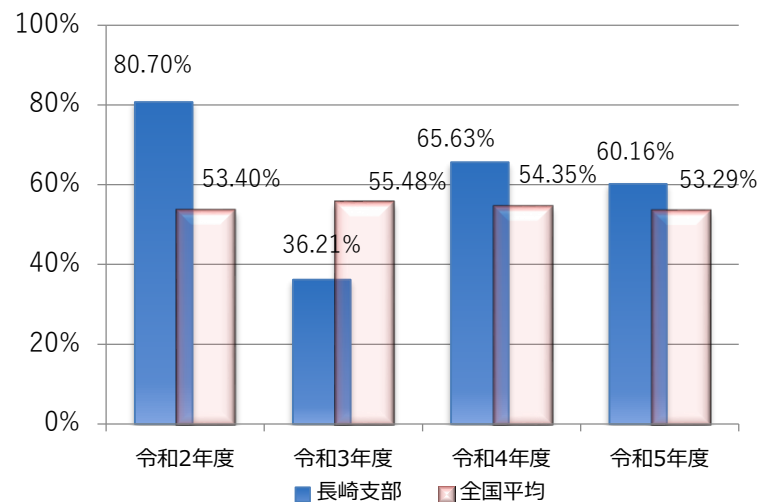
## ■保険証回収率（資格喪失後 1 ヶ月以内）

| 令和5年度KPI 対前年度（91.52%）以上 |       |       |       |       |
|-------------------------|-------|-------|-------|-------|
|                         | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 回収率(%)                  | 95.02 | 90.30 | 91.52 | 89.21 |
| 全国平均(%)                 | 92.41 | 84.11 | 86.27 | 82.10 |



## ■資格喪失後受診による返納金債権の回収率

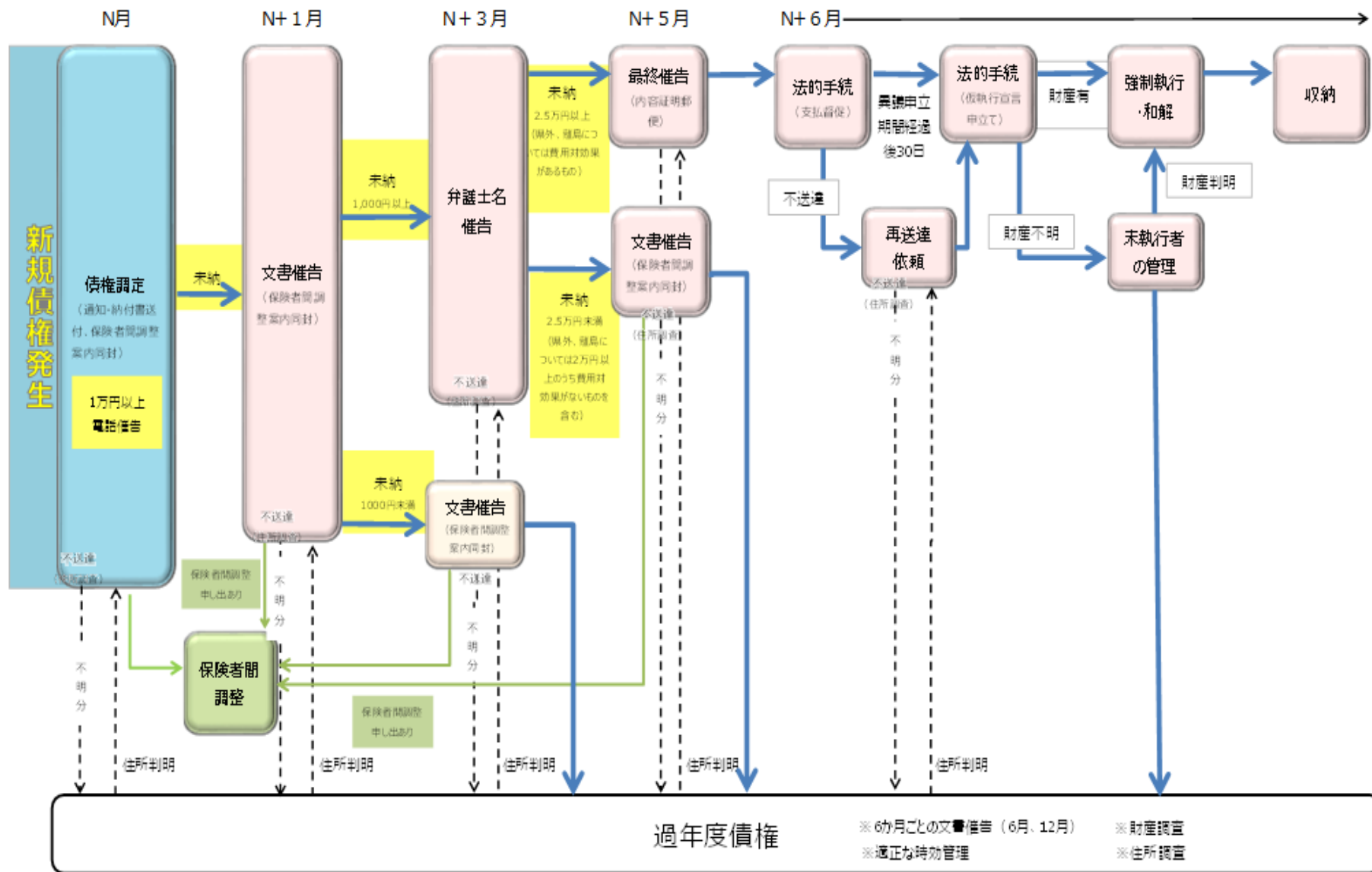
| 令和5年度KPI 対前年度（65.63%）以上 |       |       |       |       |
|-------------------------|-------|-------|-------|-------|
|                         | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 回収率(%)                  | 80.70 | 36.21 | 65.63 | 60.16 |
| 全国平均(%)                 | 53.40 | 55.48 | 54.35 | 53.29 |



## ■返納金債権の回収件数、回収金額および回収率

|            |         | 令和2年度      | 令和3年度      | 令和4年度      | 令和5年度       |
|------------|---------|------------|------------|------------|-------------|
| <u>現年度</u> | 回収件数（件） | 1,403      | 1,188      | 1,273      | 1,585       |
|            | 回収金額（円） | 43,096,922 | 50,672,711 | 60,792,556 | 86,301,162  |
| <u>過年度</u> | 回収件数（件） | 280        | 176        | 253        | 303         |
|            | 回収金額（円） | 11,570,082 | 6,056,903  | 18,689,280 | 18,005,4080 |
| <u>現年度</u> | 回収率（件数） | 86.18%     | 77.75%     | 71.92%     | 73.89%      |
|            | 回収率（金額） | 84.44%     | 54.20%     | 64.20%     | 63.27%      |
| <u>過年度</u> | 回収率（件数） | 27.45%     | 19.86%     | 24.80%     | 25.17%      |
|            | 回収率（金額） | 23.95%     | 14.19%     | 24.70%     | 20.30%      |

## 債権回収の事務処理フロー



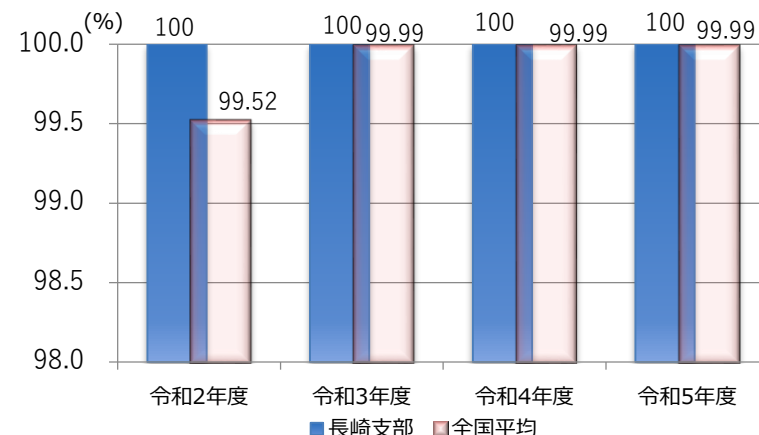
## ＜債権発生防止および債権回収に関する取り組み＞

- ・ 被保険者証の未返納者に対する、被保険者証回収不能届を活用した電話催告
- ・ 社会保険事務講習会や健康保険委員研修会等における事業主への保険証回収依頼
- ・ 社会保険労務士会への保険証回収協力依頼
- ・ 1万円以上の債権に係る、新規調定後の電話催告及び債権回収の督促訪問
- ・ 国民健康保険との保険者間調整を活用した債権回収
- ・ 弁護士名による文書催告
- ・ 法的措置による支払督促

## 4. サービス水準の向上

### ■サービススタンダード達成状況

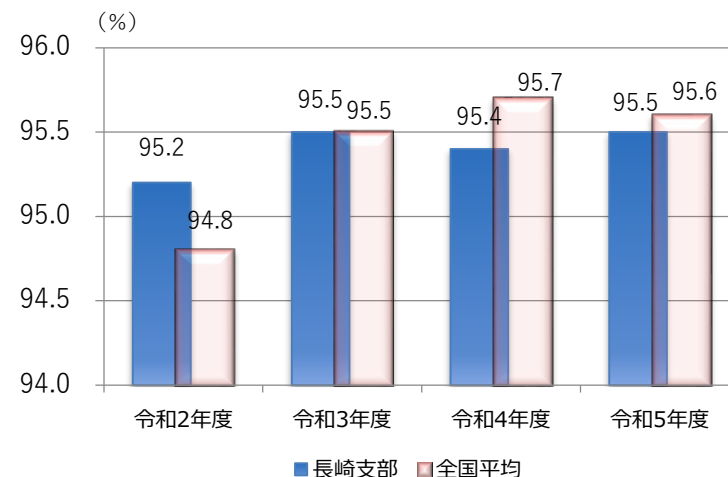
| 令和5年度KPI 100% |       |       |       |       |
|---------------|-------|-------|-------|-------|
|               | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 達成状況(%)       | 100   | 100   | 100   | 100   |
| 全国平均(%)       | 99.52 | 99.99 | 99.99 | 99.99 |



※ サービススタンダードとは、傷病手当金、出産手当金、出産育児一時金及び埋葬料について、申請の受付から10営業日以内に申請者の口座に振り込みが終了することとした当協会独自の基準

### ■現金給付等の申請に係る郵送化率

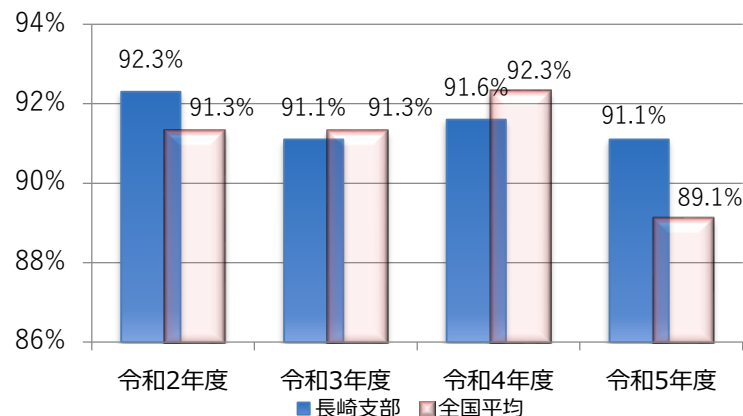
| 令和5年度KPI 96.0% 以上 |       |       |       |       |
|-------------------|-------|-------|-------|-------|
|                   | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 郵送化率(%)           | 95.2  | 95.5  | 95.4  | 95.5  |
| 全国平均(%)           | 94.8  | 95.5  | 95.7  | 95.6  |



## 5. 被扶養者資格の再確認の徹底

### ■被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率

| 令和5年度KPI 94.0% 以上 |       |       |       |       |
|-------------------|-------|-------|-------|-------|
|                   | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 提出率<br>(%)        | 92.3  | 91.1  | 91.6  | 91.1  |
| 全国平均<br>(%)       | 91.3  | 91.3  | 92.3  | 89.1  |



#### 被扶養者資格の再確認事業

高齢者医療制度における納付金および保険給付の適正化を目的に、健康保険の被扶養者となっている方が、現在もその状況にあるかを確認させていただくため、毎年度、被扶養者資格の再確認を実施しています。  
郵送で、事業所宛にお送りして確認作業をお願いしています。

#### 【実施時期】

- ・令和5年度 送付：R5.10.25～R5.11.13 提出期限：R5.12.8
- ・令和4年度 送付：R4.10.20～R4.11.2 提出期限：R4.11.30

#### 【対象者】

- ・被扶養者（R5.9.16時点）  
※R5.4.1時点において18歳未満の者、R5.4.1以降に被扶養者となった者及び任意継続被保険者の被扶養者は除く

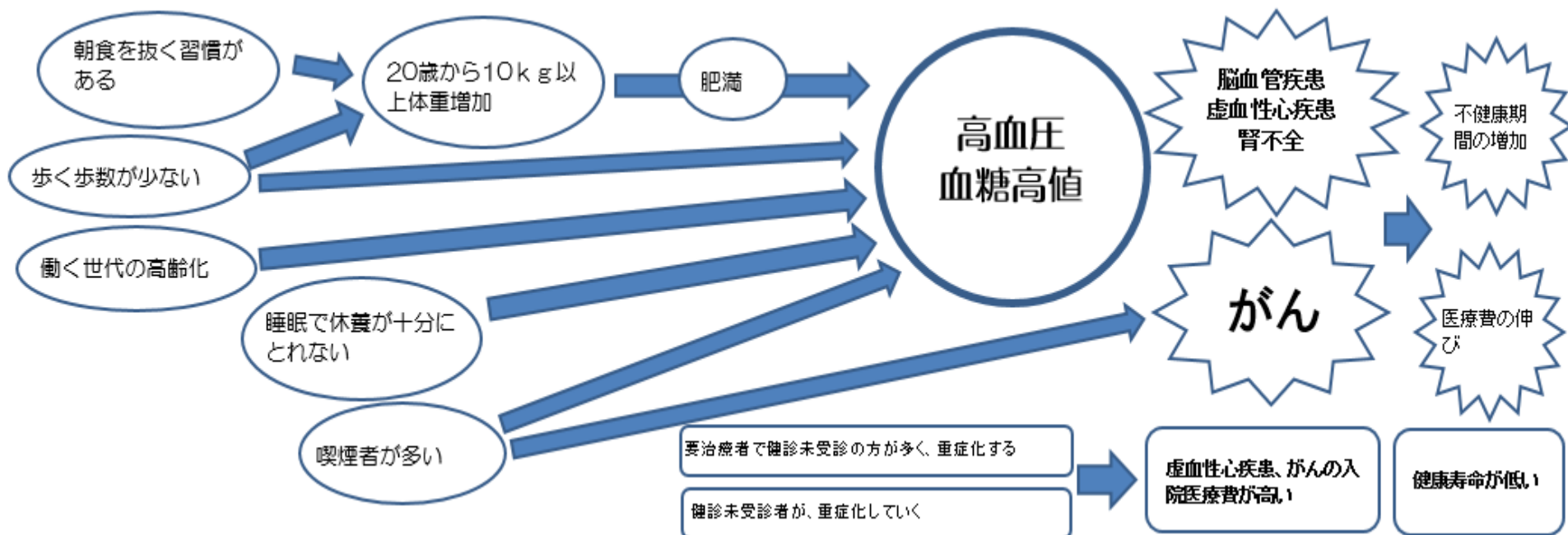
#### 【証明書類】

- ・被保険者と別居している者 …仕送りの事実と仕送りの額の確認できる書類
  - ・海外に在住している者 …海外特例に該当していることが確認できる書類
- ※収入証明等、上記以外の証明書類については添付を省略

## 2. 戰略的保險者機能關係

---

## 6. データヘルス計画について（第2期保健事業実施計画）



### 【健康課題】

- ・ 高血圧リスク保有者が多い＝服薬の有無に関わらず高血圧（ $\geq 160/100$ ）が5.21%（H28年度 生活習慣病予防健診受診者93,435人中4,871人）
  - ・ 空腹時血糖が高い人の割合が増加傾向である（H27年度特定健診データ 空腹時血糖 $\geq 100$ ：男45.0%【+0.76】女23.9%【+0.67】、空腹時血糖 $\geq 126$ ：男9.0%【+0.54】、女3.1%【+0.55】）
  - ・ 喫煙者の割合が多い（H27年度特定健診データ 男45.8%【+0.94】、女13.8%【-1.04】）
  - ・ 20歳から10キロ以上体重増加した人が多い（H27年度特定健診データ 男46.3%【+0.27】、女28.4%【+0.66】）
  - ・ 初診で心臓カテーテル検査を実施したレセプトのある患者（H28年度114人）のうち、健診未受診者は57.9%（66人）だった。初診で心臓カテーテル検査を実施したレセプトのある患者のうち、60歳未満の患者は43.9%（50人）だった
  - ・ 特定健診受診率が47.6%と全国平均50.1%に満たない（平成28年度実績）
- ※【】内はZスコア

## 健診の種類

協会けんぽでは、①生活習慣病予防健診（35歳以上被保険者）②特定健康診査（40歳以上被扶養者）の健診の補助を行っています。  
また、③定期健康診断（事業者健診）の特定健康診査部分のデータの取得に取り組んでいます。

### ③定期健康診断（事業者健診）

労働安全衛生法（安衛法）で定められた健診。  
会社の実施が義務付けられている。

※特定健診審査部分のデータ取得を行っています。

### ②特定健康診査

<40歳以上の被扶養者（ご家族）様>  
メタボリックシンドロームに着目した健診。

※協会けんぽから費用の一部を補助しています。

### ①生活習慣病予防健診（一般健診）

<35歳以上の被保険者（ご本人）様>  
がん検診を含んだ健診。  
年齢によって付加健診も補助。

※協会けんぽから費用の一部を補助しています。

人間ドック

健診機関によって、内容・料金は異なる。



協会けんぽ長崎支部キャラクター

※①生活習慣病予防健診は検査項目が多く、事業主が実施を義務付けられている定期健康診断の内容を満たしているため、③定期健康診断の代わりとして受診できます。

## 特定保健指導

協会けんぽでは、健康診断を受けられた方で、生活習慣病の発症リスクが高く生活習慣の改善が必要と判定された方に対して、保健師・管理栄養士による特定保健指導を**無料**で行っています。特定保健指導を受けると生活習慣の改善が行われ、メタボリックシンドロームのリスク(\*)が減少するという結果が出ています。 (\* )腹囲、血圧、血糖、脂質など

### 特定保健指導ってどんなことをするの？

まず、対象者の方に、健康診断の結果を理解してご自身の体の変化に気づいていただいた後に、保健師・管理栄養士と一緒にご自身の生活習慣を振り返ります。

そして、食事や運動等の生活習慣を改善するための目標を個別に設定し、その目標を達成できるように、保健師・管理栄養士が支援していきます。最終的には、対象者ご本人がご自身の健康を自己管理できるようになることを目指します。



## ○ データヘルス計画（第２期保健事業実施計画）

|                                                            |                                                                                                                       |
|------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>☆上位目標 の設定</p> <p>【重大な疾患の発症を防ぐ】<br/>（10年以上経過後に達する目標）</p> | <p>・ 『働き盛り世代の突然死を防ぐ。』</p> <p>～35歳以上の被保険者の虚血性心疾患発症率を平成28年度0.06%から0.05%に改善させる～</p>                                      |
| <p>☆中位目標 の設定</p> <p>【検査値等が改善する】<br/>（6年後に達成する目標）</p>       | <p>・ II度以上高血圧の対象者の割合を平成28年度5.2%から5.0%以下に改善させる。</p> <p>・ L D L コレステロール180m g / d l 以上の割合を平成29年度4.2%から4.0%以下に改善させる。</p> |

| ☆下位目標 の設定 【中位目標達成に近づくため】（数値目標） |                   |                                                                                                                                                                     |
|--------------------------------|-------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 優先                             | 事業名               | 目標を達成するために具体的に実施する内容                                                                                                                                                |
| ①                              | 受診率向上事業           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定健診の受診率を65%にする。</li> </ul>                                                                                                |
| ②                              | 特定保健指導事業          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定保健指導実施率35%にする。</li> </ul>                                                                                                |
| ③                              | 重症化予防事業           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ II度以上高血圧の対象者の収縮期血圧平均値を下げる。（平成28年度収縮期血圧平均162.6mmHg）</li> <li>・ L D L コレステロール180m g / d l 以上の割合を下げる。（平成29年度：4.2%）</li> </ul> |
| ④                              | 「健康経営」宣言事業の普及啓発事業 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「健康経営」宣言事業所を令和5年度末までに1,000社へ増やし、健診受診率と特定保健指導初回面談率を向上させる。</li> </ul>                                                        |

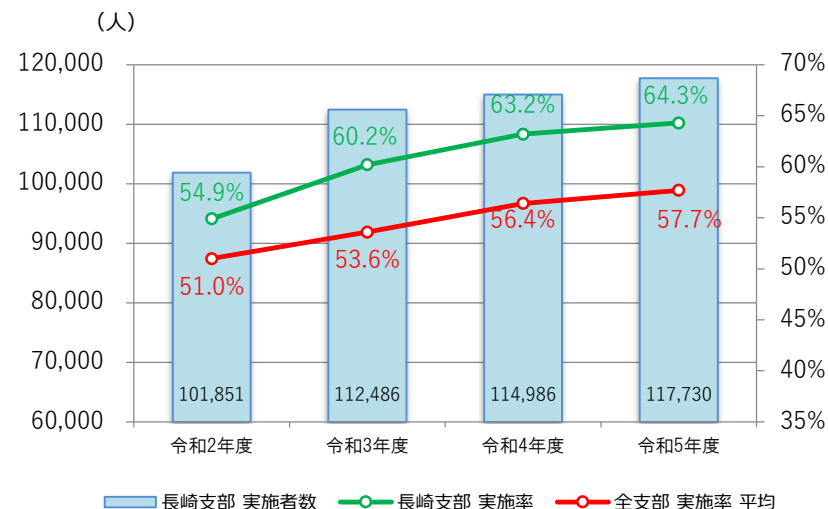
## 7. 健診の実施について

### ■生活習慣病予防健診事業（40歳以上本人）

令和5年度KPI 65.9%以上

|         | 令和2年度   | 令和3年度   | 令和4年度   | 令和5年度   |
|---------|---------|---------|---------|---------|
| 対象者数(人) | 185,434 | 187,002 | 181,953 | 183,061 |
| 実施者数(人) | 101,851 | 112,486 | 114,986 | 117,730 |
| 実施率(%)  | 54.9    | 60.2    | 63.2    | 64.3    |
| 全国平均(%) | 51.0    | 53.6    | 56.4    | 57.7    |

データ出典：R2～R4 支長会議資料 R5 本部提供資料（R6.7.1）

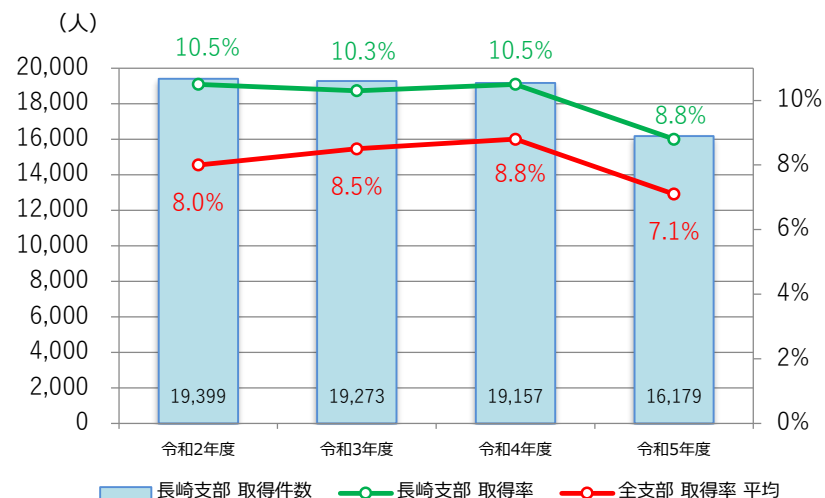


### ■事業者健診結果データの取得について（40歳以上本人）

令和5年度KPI 11.3%以上

|         | 令和2年度   | 令和3年度   | 令和4年度   | 令和5年度   |
|---------|---------|---------|---------|---------|
| 対象者数(人) | 185,434 | 187,002 | 181,953 | 183,061 |
| 取得件数(件) | 19,399  | 19,273  | 19,157  | 16,179  |
| 取得率(%)  | 10.5    | 10.3    | 10.5    | 8.8     |
| 全国平均(%) | 8.0     | 8.5     | 8.8     | 7.1     |

データ出典：R2～R4 支部長会議資料 R5 本部提供資料（R6.7.1）



## ■特定健診事業（40歳以上家族）

令和5年度KPI 34.1%以上

|         | 令和2年度  | 令和3年度  | 令和4年度  | 令和5年度  |
|---------|--------|--------|--------|--------|
| 対象者数(人) | 50,397 | 48,835 | 45,286 | 43,112 |
| 実施者数(人) | 11,424 | 11,646 | 12,125 | 11,708 |
| 実施率(%)  | 22.7   | 23.8   | 26.8   | 27.2   |
| 全国平均(%) | 21.3   | 26.2   | 27.7   | 28.3   |

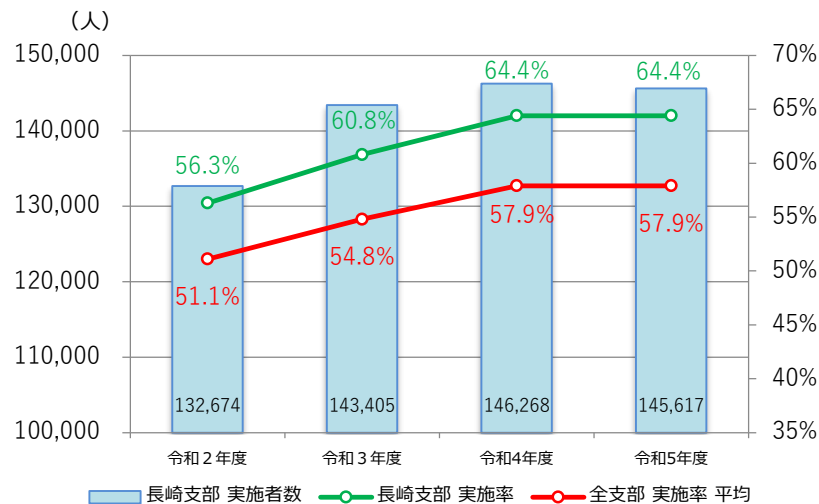
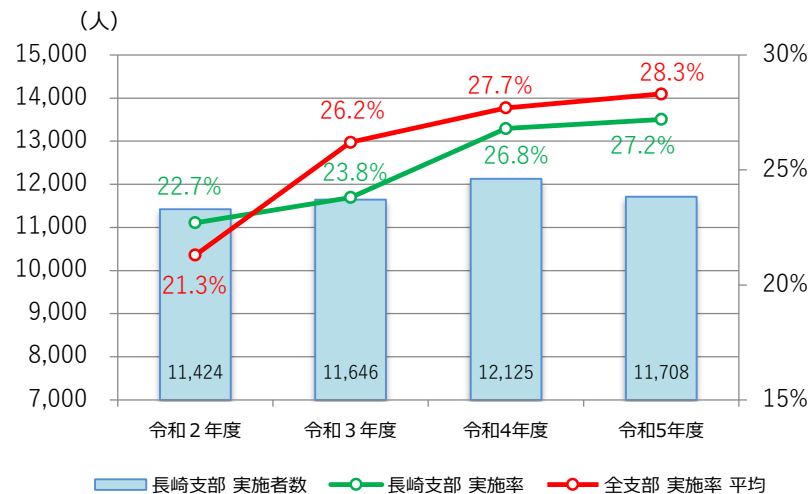
データ出典：R2～R4 支部長会議資料 R5 本部提供資料（R6.7.1）

## ■受診率合計

令和5年度目標 68.0%以上

|         | 令和2年度   | 令和3年度   | 令和4年度   | 令和5年度   |
|---------|---------|---------|---------|---------|
| 対象者数(人) | 235,831 | 235,837 | 227,239 | 226,173 |
| 実施者数(人) | 132,674 | 143,405 | 146,268 | 145,617 |
| 実施率(%)  | 56.3    | 60.8    | 64.4    | 64.4    |
| 全国平均(%) | 51.1    | 54.8    | 57.9    | 57.9    |

データ出典：R2～R4 支部長会議資料 R5 本部提供資料（R6.7.1）



## ＜健診の主な取り組み＞ （本人分）

### ●生活習慣病予防健診

- (1) 県内の80健診実施機関（年度途中の追加2機関を含む）で生活習慣病予防健診を実施。
- (2) 一般健診の自己負担額を軽減（7,169円 ⇒ 5,282円）
- (3) 健診促進経費（※）を活用した健診事業に係る覚書を62生活習慣病予防健診実施機関と締結し、生活習慣病予防健診の受診拡大を図った。  
（※）健診機関等の取組を強化するための動機づけとして、目標を達成した場合に成果に対して支払う対価。
- (4) 生活習慣病予防健診11実施機関に受診勧奨事業所リストを提供し、健診実施機関から受診勧奨を実施。

### ●事業者健診結果データ取得

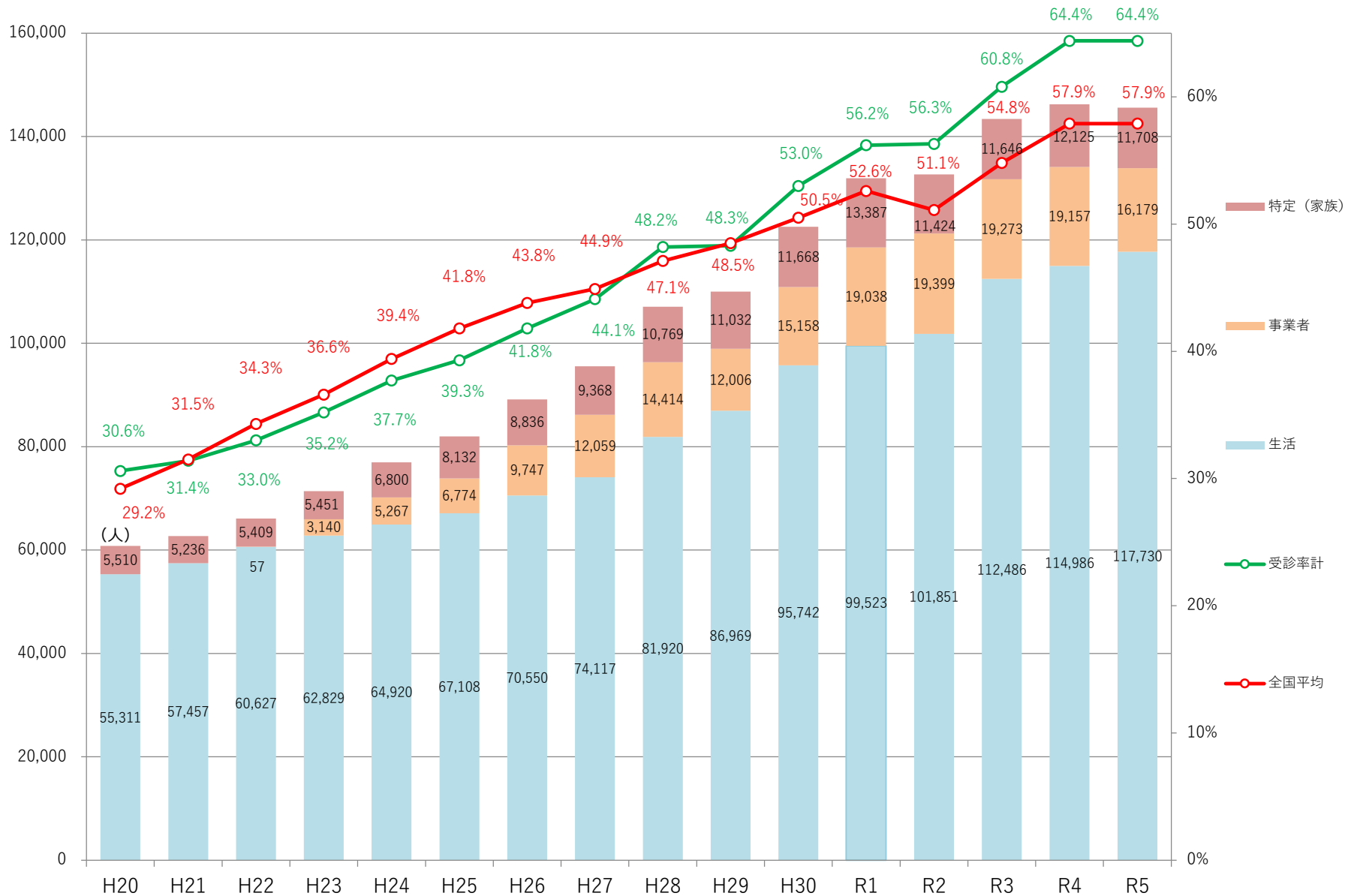
- (1) 全国健康保険協会長崎支部長、長崎労働局労働基準部健康安全課長および長崎県福祉保健部国保・健康増進課長の三者連名による定期健康診断（事業者健診）結果データ提供の依頼文書を500事業所へ送付し、提供を依頼。

## ＜健診の主な取り組み＞ （家族分）

### ●特定健診

- (1) 市町と連携し、協会けんぽの「特定健診」と市町が実施している「がん検診」の同時実施案内を実施。
- (2) 令和5年9月から令和6年2月にかけて、県内全域で協会主催の集団健診（がん検診を含む）を実施。
- (3) 令和5年11月から12月にかけて、健康経営宣言事業所123事業所の被扶養者3,300名に対し、事業主と協会けんぽ長崎支部長の連名による健診受診勧奨文書の発送を行った。

## 長崎支部 健診受診率の推移（40歳以上）



データ出典：H20～R4 支部長会議資料 R5 本部提供資料（R6.7.1）

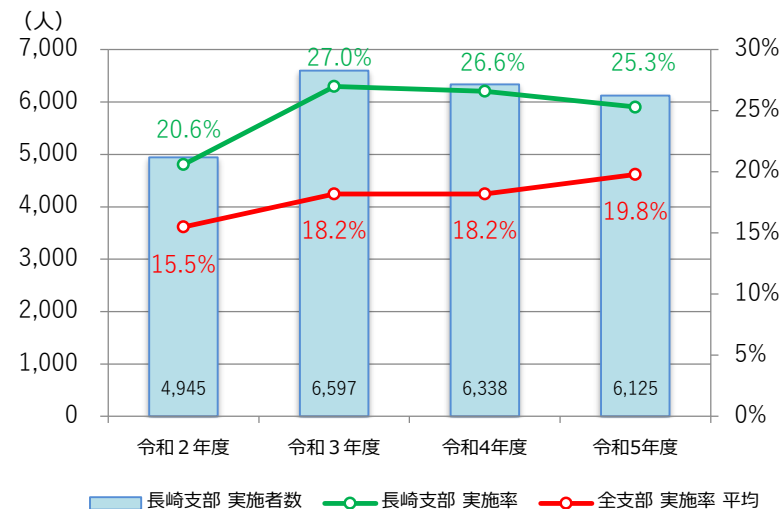
## 8. 特定保健指導の実施について

### ■被保険者特定保健指導の実績評価

令和5年度KPI 36.9%以上

|         | 令和2年度  | 令和3年度  | 令和4年度  | 令和5年度  |
|---------|--------|--------|--------|--------|
| 対象者数(人) | 23,956 | 24,428 | 23,802 | 24,236 |
| 実施者数(人) | 4,945  | 6,597  | 6,338  | 6,125  |
| 実施率(%)  | 20.6   | 27.0   | 26.6   | 25.3   |
| 全国平均(%) | 15.5   | 18.2   | 18.2   | 19.8   |

データ出典：R2～R4 支部長会議資料 R5 本部提供資料 (R6.7.1)

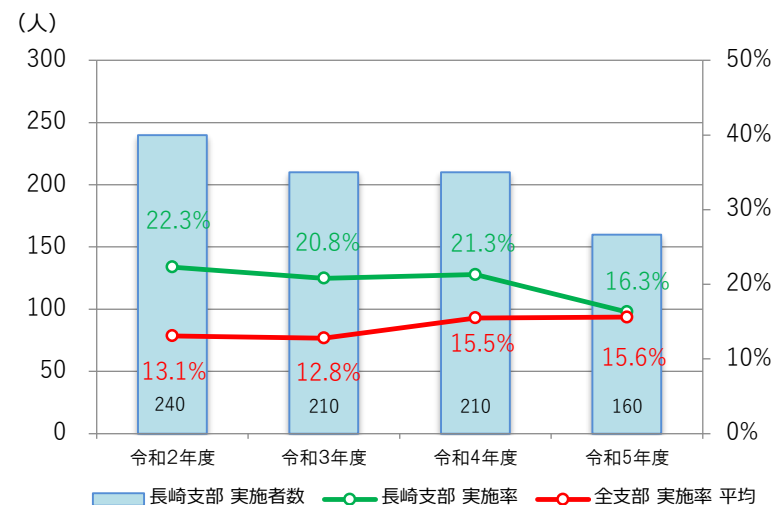


### ■被扶養者特定保健指導の実績評価

令和5年度KPI 27.5%以上

|         | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|---------|-------|-------|-------|-------|
| 対象者数(人) | 1,076 | 1,008 | 989   | 981   |
| 実施者数(人) | 240   | 210   | 210   | 160   |
| 実施率(%)  | 22.3  | 20.8  | 21.3  | 16.3  |
| 全国平均(%) | 13.1  | 12.8  | 15.5  | 15.6  |

データ出典：R2～R4 支部長会議資料 R5 本部提供資料 (R6.7.1)

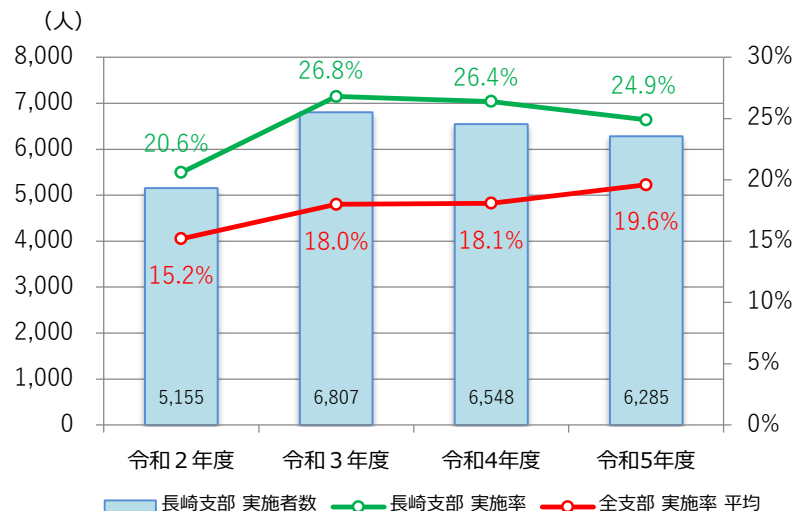


## ■合計特定保健指導の実績評価

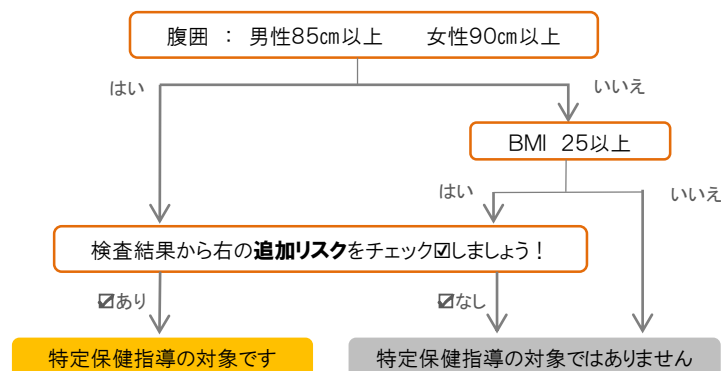
令和5年度目標 36.4%

|         | 令和2年度  | 令和3年度  | 令和4年度  | 令和5年度  |
|---------|--------|--------|--------|--------|
| 対象者数(人) | 25,032 | 25,436 | 24,791 | 25,217 |
| 実施者数(人) | 5,155  | 6,807  | 6,548  | 6,285  |
| 実施率(%)  | 20.6   | 26.8   | 26.4   | 24.9   |
| 全国平均(%) | 15.2   | 18.0   | 18.1   | 19.6   |

データ出典：R2～R4 支部長会議資料 R5 本部提供資料 (R6.7.1)



### 特定保健指導の対象となる方の判定基準



### 一追加リスク

| 項目 | 基準                                                                               | ☑                        |
|----|----------------------------------------------------------------------------------|--------------------------|
| 血圧 | 収縮期血圧130mmHg以上<br>または拡張期血圧85mmHg以上                                               | <input type="checkbox"/> |
| 脂質 | 中性脂肪150mg/dl以上<br>またはHDLコレステロール40mg/dl未満                                         | <input type="checkbox"/> |
| 血糖 | (空腹時血糖、随時血糖※)<br>100mg/dl以上または、HbA1c (NGSP値)<br>5.6%以上<br>※食事開始から3.5時間以上経過していること | <input type="checkbox"/> |
| 喫煙 | 現在タバコを吸う<br>(※喫煙は他の項目がある場合のみ数えます。)                                               | <input type="checkbox"/> |



協会けんぽ長崎支部キャラクター

## ＜令和5年度 保健指導の主な取り組み＞

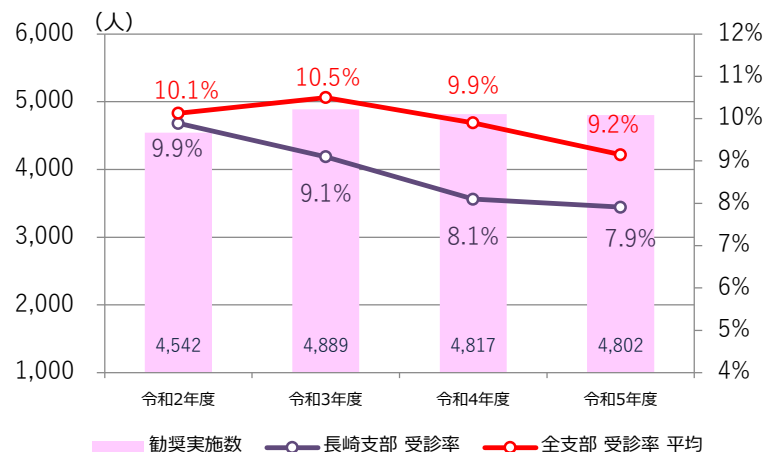
### ○特定保健指導

- ・長崎支部の保健師（15名）・管理栄養士（3名）による特定保健指導の実施。  
長崎県内の事業所を訪問し、初回面談を実施
- ・健診機関による特定保健指導の実施  
生活習慣病予防健診実施機関80機関のうち、31機関で実施（令和5年度は4機関追加）
- ・特定保健指導専門機関による特定保健指導の実施（3機関）
  - ①離島など、協会保健師等が不足する地域に対する特定保健指導
  - ②情報通信技術による特定保健指導（勤務時間中の実施が困難、対面での実施が困難な方など）
  - ③協会保健師が実施した初回面談に対する継続支援
- ・特定保健指導実施率向上に向けた戦略会議を実施  
生活習慣病予防健診を年間2,000人以上実施する健診機関について、特定保健指導業務の受託を勧奨。（1 機関受託）  
被保険者数が多い事業所に対して、保健指導利用勧奨を強化。
- ・長崎支部で健診を受診した特定保健指導該当者に対して、保健指導の利用案内を確実に実施。
- ・健康経営宣言事業所の特定保健指導実施率向上に向けて、利用勧奨の徹底を図る。

## 9. 重症化予防対策の推進・主な取り組み

### 9-1. 未治療者に対する受診勧奨の実施状況\_\_血压・血糖

#### ●受診勧奨後3ヶ月以内に医療機関を受診した者の割合



#### 【受診勧奨対象者】

生活習慣病予防健診受診者のうち、血压値または血糖値で要治療と判定され、健診後3ヵ月以内に医療機関を受診していない者

#### 【受診勧奨方法】

- ・一次勧奨（ハガキによる受診勧奨通知）
- ・二次勧奨（事業所に電話による受診勧奨、文書勧奨）

<参考：受診勧奨判定基準>

収縮期血压：160mmHg 以上、拡張期血压：100mmHg 以上  
空腹時血糖：126mg/dl 以上、HbA1c(NGSP値)：6.5% 以上

### 9-2. 『働き盛り世代の突然死を防ぐ』支部独自の取り組み

- 生活習慣病予防健診受診者に対して高血圧予防の周知チラシの作成・活用
- 減塩チェックシートの作成・活用
- LDLコレステロール高値の方（180mg/dl 以上の方）に対し、電話による受診勧奨

### 9-3. 糖尿病性腎症患者の重症化予防



- 長崎県糖尿病性腎臓病重症化予防プログラムに基づき、糖尿病治療中であり、以下①～④のいずれかが満たす者に対する保健指導

① 尿タンパク±以上の者    ② eGFR60 (ml/分/1.73m<sup>2</sup>) 未満    ③ II度高血圧以上の者    ④ 内臓脂肪症候群該当者  
令和5年度は、299名に対し利用案内

※ 長崎県・長崎県医師会等関係機関と協議のうえ事業実施

## 10. 長崎県との共同による「健康経営」宣言事業について

■ 令和6年3月31日現在で1,169事業所（累計）が「健康経営」宣言を行っています。

| 令和5年度KPI 1,000社  | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|------------------|--------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 「健康経営」宣言事業所数（※1） | 131    | 267    | 390   | 524   | 730   | 928   | 1,169 |
| 「健康経営推進企業」       | 16     | 41     | 70    | 111   | 170   | 251   | 368   |

（※1） 令和3年度より、「健康経営」宣言事業の申込期限（昨年までは当年度9月末）を撤廃し、通年で申込可とした。

### 5つの取り組みと「健康経営推進企業」の認定基準

#### <取り組み1>

生活習慣病予防健診受診向上への取り組み

認定基準:生活習慣病予防健診受診率80%以上

#### <取り組み2>

健診受診結果による治療の徹底と保健指導の活用への取り組み

認定基準:特定保健指導初回実施率50%以上

#### <取り組み3>

事業所全体で継続的な健康増進の取り組みや改善に向けた取り組み

認定基準:「運動・身体活動を促進する取り組み」を行っていること

#### <取り組み4>

禁煙・受動喫煙対策に関する取り組み

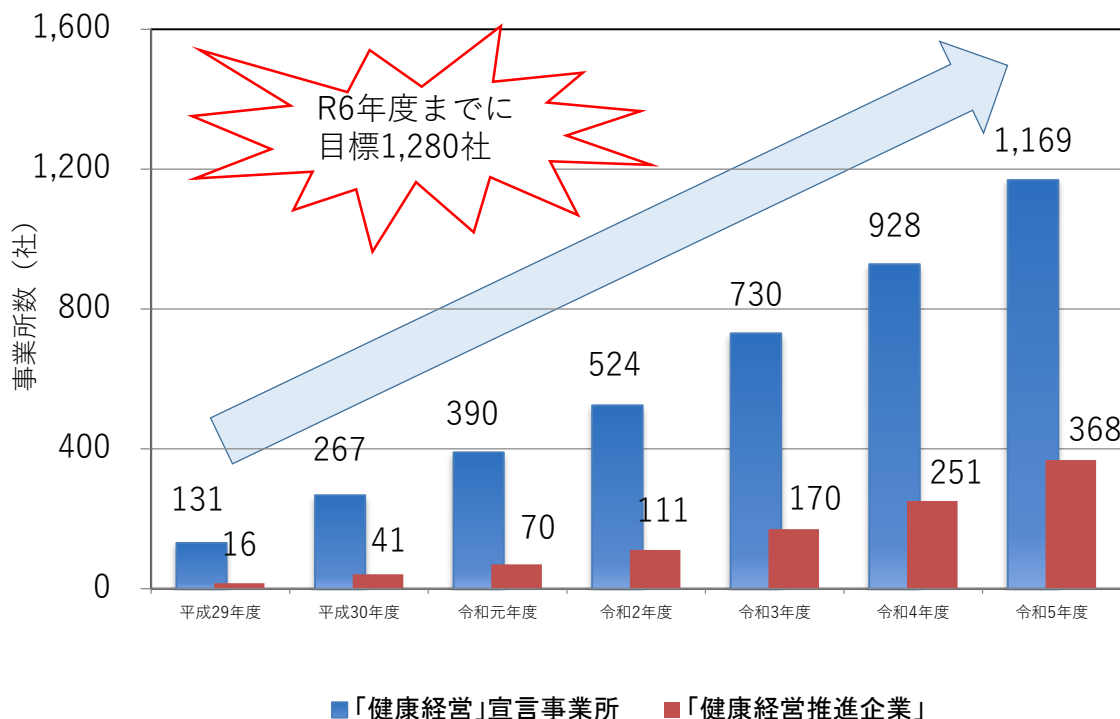
認定基準:取り組みを行っていること

#### <取り組み5>

メンタルヘルスへの取り組み

認定基準:取り組みを行っていること

### 「健康経営」宣言事業所と「健康経営推進企業」の推移(累計)



| 月  | 「健康経営」宣言事業の主な取り組み状況について                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 4月 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・健康づくりのフォローアップ等を目的とした「健康経営」宣言事業所訪問（5社）を実施。</li> <li>・アクサ生命主催「健康経営優良法人2023認定を祝う会」に支部長が出席し、「更なる保健事業の充実」、「健康経営」宣言事業の近況を説明。</li> <li>・長崎県タクシー協会会長の事業所を訪問し、支部長より、協会けんぽ概要及び協定の必要性について説明。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                    |
| 5月 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・長崎県国保・健康増進課にホームページ掲載用データ（健康経営推進企業一覧等）を提供。</li> <li>・アクサ生命長崎支社来訪。積極的な宣言事業所登録勸奨等に対する御礼及び「健康経営」宣言事業に係る協力依頼を実施。</li> <li>・十八親和銀行と「健康経営」の普及・推進に関する協定締結式を実施。（十八親和銀行本店10階大会議室）健康経営EXPRESSに記事掲載の上、宣言事業所934事業所に送付。</li> <li>・長崎自動車株式会社を訪問し、長崎バスグループ内の事業所に健康経営宣言の周知依頼を実施。</li> <li>・長崎県タクシー協会総会にて、野口支部長より協会けんぽ概要や協定について説明。</li> <li>・長崎県国保・健康増進課と定例打合せを実施。協会けんぽ長崎支部の現状と課題及び県との連携について協議。</li> <li>・支部通信5月号に「健康経営」宣言事業登録勸奨記事を掲載。</li> </ul> |
| 6月 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・長崎バスグループの事業所14社に宣言登録勸奨文書を発送。</li> <li>・長崎県産業労働部メルマガに「健康経営」宣言事業に関する記事を掲載。</li> <li>・外部委託事業者より、1,000社宛に宣言登録勸奨文書を発送。併せて外部委託事業者から電話勸奨を実施。</li> <li>・長崎新聞に、長崎県と協会けんぽ長崎支部との共同による「健康経営」宣言事業に係る論説記事が掲載。</li> <li>・社会保険ながさき6.7月号に「健康経営」宣言事業に関する記事を掲載。</li> </ul>                                                                                                                                                                         |

| 月   | 「健康経営」宣言事業の主な取り組み状況について                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|-----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 7月  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・長崎県社会保険委員会理事会に支部長及び企画総務部長が出席し、「健康保険委員の委嘱状況及び取り組みについて」、「更なる保健事業の充実について」、「健康経営宣言事業について」説明の上、協力を要請。</li> <li>・長崎県産業労働部メルマガに「健康経営」宣言事業に関する記事を掲載。</li> <li>・外部委託事業者より、1,647社宛に宣言登録勧奨文書を発送。併せて外部委託事業者から電話勧奨を実施。</li> <li>・令和5年度第1回健康ながさき21推進会議に支部長が出席し、健康経営宣言事業の状況報告を実施。</li> </ul> |
| 8月  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般社団法人長崎県バス協会と「健康づくり推進のための包括的連携に関する協定」を締結。</li> <li>・一般社団法人長崎県タクシー協会と「健康づくり推進のための包括的連携に関する協定」を締結。</li> </ul>                                                                                                                                                                  |
| 9月  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・外部委託事業者より事業所カルテ（709社）、健康度カルテ（310社）を発送。</li> <li>・令和5年度「健康経営推進企業」認定証交付式を開催し、117事業所を新たに認定。（長崎県庁行政棟1Fエントランスホール：50社48名出席）</li> </ul>                                                                                                                                              |
| 10月 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「健康経営推進企業」へのインセンティブとして、就活と進学の情報誌NR10月号に健康経営推進企業19社を掲載。</li> <li>・支部通信10月号に「健康経営推進企業」認定の記事を掲載。</li> </ul>                                                                                                                                                                      |
| 11月 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・第5回 健康長寿日本一長崎県民会議総会」に支部長が出席し、ながさきヘルシーアワードの実践部門において、健康経営推進企業（2社）を長崎県知事及び協会けんぽ長崎支部長の連名で表彰。</li> </ul>                                                                                                                                                                           |

| 月   | 「健康経営」宣言事業の主な取り組み状況について                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|-----|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 12月 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和5年度健康経営セミナーを開催。（ホテルニュー長崎3階鳳凰閣：146名出席）</li> <li>・長崎県国保・健康増進課と定例打合せにて今後の健康経営に係る事業の推進等について協議。「抗菌薬の使用状況」、「白内障手術や化学療法の外来での実施の状況」、「バイオシミラー使用促進の状況」について情報提供。</li> <li>・健康経営EXPRESS（認定基準のおさらい、事業者健診結果データの提供方法、ながさきヘルシーアワード）、県健康アプリチラシを宣言事業所（1,150社）宛送付。</li> </ul>                                                                         |
| 1月  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・NBC長崎放送「Pint」ウイークリーオピニオンにて、支部長の対面インタビュー及び健康経営推進企業（扇精光グループ、株式会社トータ）の健康経営にかかる取り組みを放映。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                       |
| 2月  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・長崎県商工会議所連合会との協定締結かかるプレスリリースを実施。（新聞社8社、テレビ局5社）</li> <li>・令和5年度第2回健康づくり推進協議会にて、健康経営セミナーの実施結果を報告。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                            |
| 3月  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・長崎県商工会議所連合会との協定締結式を実施。（長崎商工会議所会頭室）</li> <li>・長崎県タクシー協会を訪問し、長崎県商工会議所連合会との協定締結についての報告、県タクシー協会総会での協会けんぽからの説明時間確保の依頼を実施。</li> <li>・長崎県商工会議所連合会との協定締結式について、NCCのニュース、NBC長崎放送（Pint）で放送。長崎新聞に記事掲載。</li> <li>・アクサ主催オンラインセミナー「これからの認知症社会について」に参加。</li> <li>・メルマガ3月号に長崎県商工の会議所連合会との協定締結式の記事を掲載。</li> <li>・長崎新聞「よろしく」コーナーに支部長の取材記事掲載。</li> </ul> |

## 「健康経営」の普及・推進に関する協定締結



左から 株式会社十八親和銀行 取締役専務執行役員 酒井 利明 様、野口支部長  
(令和5年5月10日「健康経営」の普及推進に関する協定締結式)

令和5年5月10日、株式会社十八親和銀行様との協定締結式を開催し、『「健康経営」の普及・推進に関する協定』の締結を行いました。

本協定により、加入者の健康増進、健康寿命の延伸を実現するため、全国健康保険協会長崎支部と株式会社十八親和銀行が相互に連携・協力を行い、「健康経営」宣言事業を普及・推進してまいります。



### 「健康経営」の普及推進に向けた連携・協力事項

- ・ 加入事業所への「健康経営」宣言事業及び関連事業の普及推進への連携・協力及び当該事業にかかるセミナー等開催への連携・協力
- ・ 「健康経営」を含めたサステナビリティの普及推進にかかる連携・協力
- ・ 加入事業所への「健康経営」宣言事業の広報・勧奨
- ・ 「健康保険委員」事業の広報・勧奨
- ・ 「メールマガジン」の広報・勧奨
- ・ その他、上記の目的を達成するために必要な事項に関すること

## 健康づくり推進のための包括的連携に関する協定締結



左から 一般社団法人長崎県バス協会 会長 嶋崎 真英 様、野口支部長  
(令和5年8月8日 健康づくり推進のための包括的連携に関する協定締結)

令和5年8月8日、一般社団法人長崎県バス協会様と『健康づくり推進のための包括的連携に関する協定』の締結を行いました。

本協定により、全国健康保険協会長崎支部と一般社団法人長崎県バス協会が協働して、一般社団法人長崎県バス協会加入者の健康づくりの推進を図り、心身ともに健康な状態での業務遂行並びに生活の質の向上を目指してまいります。



### 健康づくり推進のための包括的連携事項

- ・ 加入事業所や加入者に対する効果的な健康づくり情報の発信と実践に関すること。
- ・ 健康診断の受診勧奨や特定保健指導、健康相談、各種講演会などの健康づくり事業の促進に関すること。
- ・ 運輸業界における医療費や健診結果データの提供と活用に関すること。
- ・ その他、加入者の健康づくりの推進を図るため、心身ともに健康な状態での業務の遂行並びに生活の質の向上に資する事項に関すること。

## 健康づくり推進のための包括的連携に関する協定締結



左から 一般社団法人長崎県タクシー協会 会長 四元 永生 様、野口支部長  
(令和5年8月24日 健康づくり推進のための包括的連携に関する協定締結式)

令和5年8月24日、一般社団法人長崎県タクシー協会様との協定締結式を開催し、『健康づくり推進のための包括的連携に関する協定』の締結を行いました。

本協定により、全国健康保険協会長崎支部と一般社団法人長崎県タクシー協会が協働して、一般社団法人長崎県タクシー協会加入者の健康づくりの推進を図り、心身ともに健康な状態での業務遂行並びに生活の質の向上を目指してまいります。



### 健康づくり推進のための包括的連携事項

- ・ 加入事業所や加入者に対する効果的な健康づくり情報の発信と実践に関すること。
- ・ 健康診断の受診勧奨や特定保健指導、健康相談、各種講演会などの健康づくり事業の促進に関すること。
- ・ 運輸業界における医療費や健診結果データの提供と活用に関すること。
- ・ その他、加入者の健康づくりの推進を図るため、心身ともに健康な状態での業務の遂行並びに生活の質の向上に資する事項に関すること。

## 健康づくり推進のための包括的連携に関する協定締結



右から 長崎県商工会議所連合会 会長 森 拓二郎 様、橋本支部長  
(令和6年3月1日 健康づくり推進のための包括的連携に関する協定締結式)

令和6年3月1日、長崎県商工会議所連合会様との協定締結式を開催し、『健康づくり推進のための包括的連携に関する協定』の締結を行いました。

本協定により、加入事業所の健康増進、健康寿命の延伸を実現するため、全国健康保険協会長崎支部と長崎県商工会議所連合会が相互に連携・協力を行い、「健康経営」宣言事業を普及・推進してまいります。



### 健康づくり推進のための包括的連携事項

- ・ 健康経営の普及推進に関すること。
- ・ 健康診断の受診勧奨や特定保健指導、健康相談、各種講演会など健康づくり事業の促進に関すること。
- ・ 医療費適正化に資する取組の推進に関すること。
- ・ その他、加入者の健康増進、健康寿命の延伸を図るため、事業所の健康経営・健康づくりの推進に資する事項に関すること。

# 「健康経営」宣言事業所へのインセンティブ

## 就活と進学の情報誌NRでの事業所紹介

「健康経営」に取り組む事業所様からリクルート面でのインセンティブを望む声が多いことから、「健康経営推進企業」へのインセンティブを検討。これから社会に羽ばたく若年層への「健康経営」の周知と、「健康経営推進企業」のPRをかねて、【長崎新聞がお届けする就活と進学の情報誌「NR(エヌアール)」】に、「健康経営推進企業」(事業所名等)と「健康経営」宣言事業の広報記事の掲載を実施。

掲載号 令和5年10月号

掲載事業所数 19社

### 「NR(エヌアール)」

長崎新聞購読者に加え、長崎県内の大学生・専門学校生・高校生などに配布。保護者層にも読まれています！

<<発行部数 約210,000部！>>



### ①スポーツクラブの利用特典

**健康経営EXPRESS**

**事業主の皆様へ！**  
「健康経営」宣言事業にご登録いただくと

**スポーツクラブ「ルネサンス」がお得に利用できます！**

健康づくりのサポートとして、「健康経営」宣言事業所の加入者（被保険者及びご家族）様は、全国128か所でスポーツクラブを展開しているスポーツクラブ「ルネサンス」をお得に利用できます。

お得な内容の例！

- 1. 全国128か所で展開している「ルネサンス」スポーツクラブに、月額1,100円（税込）の会費で利用できます。
- 2. 「健康経営」宣言事業にご登録いただくと、月額350円（税込）の会費で利用できます。
- 3. スポーツクラブ「ルネサンス」の会員として、全国128か所で展開している「ルネサンス」スポーツクラブに、月額350円（税込）の会費で利用できます。

※詳しくは、各スポーツクラブのホームページをご覧ください。

健康づくりのサポートとして、「健康経営」宣言事業所の加入者（被保険者及びご家族）様は、全国128か所でスポーツクラブを展開しているスポーツクラブ「ルネサンス」をお得に利用できます。

### ②長崎県建設工事入札参加者格付における主観点への加算

**健康経営EXPRESS**

**建設業の皆様へ！** さらに「健康経営推進企業」に認定されると...

**「長崎県建設工事入札参加者格付」で主観点に+5点加算されます！**

「健康経営」宣言事業にご登録いただくと、認定された「健康経営推進企業」は、長崎県建設工事の入札参加者格付において、主観点に+5点加算されます。

※詳しくは、長崎県建設工事の入札参加者格付の募集要項をご覧ください。

「健康経営推進企業」に認定されると、長崎県建設工事入札参加者格付において主観点に+5点加算されます。こちらは「健康経営推進企業」のみが対象です。

### ③ハローワーク求人票への「健康経営推進企業」掲載

**健康経営EXPRESS**

**「健康経営推進企業」の皆様！**

ハローワークの求人票へ「健康経営推進企業」であることを掲載して、求職者の就業につくりに貢献しませんか？

**多くのメリットが！**

- 「健康経営」宣言事業にご登録いただくと、認定された「健康経営推進企業」は、ハローワークの求人票に「健康経営推進企業」として掲載されます。
- 求職者から問い合わせがあった際に、ハローワーク職員から「健康経営推進企業」の説明をいただけます。

※詳しくは、ハローワークの求人票の募集要項をご覧ください。

ハローワークの求人票へ「健康経営推進企業」であることを掲載すると、求職者から問い合わせがあった際に、ハローワーク職員から「健康経営推進企業」の説明をいただけます。

# 取り組みサポートと提供ツール

## 協会けんぽと長崎県が取り組みをサポート

### 協会けんぽ長崎支部 のサポート

協会けんぽ長崎支部にご相談いただければ、生活習慣病予防健診受診向上のための具体的な取り組み提案や、保健師・管理栄養士の保健指導（無料）をご利用いただけます。

### 事業所カルテ

「健康経営」宣言事業に参加いただいた事業所様には、健診データと医療費データを分析した事業所カルテを配付し、事業所独自の健康増進の取り組みの参考にしていただいています。



### 長崎県のサポート

### 職場の健康づくり応援事業

健康づくりを応援するための専門スタッフを派遣して、下記テーマのうち希望するテーマ（原則1回・1テーマ）について講話します。

- 栄養・食生活
- 身体活動・運動
- 喫煙（たばこ）
- 歯・口腔の健康
- こころの健康



## ●「健康経営」宣言事業所への提供ツール(参考)



ミニのぼり（認定事業所用）

ミニのぼり（宣言事業所用）



取り組み事例集

周知用パンフレット



周知用ポスター



受動喫煙防止ポスター

## 11. その他の保健事業



### ■長崎県歯科医師会との連携による歯科健診事業

#### ・目的

歯科保健事業を通じて、歯科疾患の改善だけでなく、生活習慣病と歯周病予防への意識付けを図り、関連する生活習慣病の改善につなげる。

#### ・経緯と事業の概要

平成26年12月25日、全国健康保険協会長崎支部と長崎県歯科医師会との間で「歯及び口腔の健康づくりを目指した、相互連携に関する覚書」を締結。

共同事業として県内全域の健康経営宣言事業所へ長崎県歯科医師会を通じ、歯科医師・歯科衛生士を派遣し、歯科疾患の早期発見と早期治療および生活習慣病の重症化予防を目的とした歯科健診を実施。

令和4年度より新たな取組みとして、県内主要地域の健康経営宣言事業所以外の事業所を新たに歯科健診事業の対象として追加。

申込みを行った事業所については、「健康経営」についてのアプローチを実施。

令和5年度は、「噛むこと」に着目し、咀嚼力や口腔機能の改善を図ることにより、生活習慣病予防のための肥満対策につなげる。

#### ・事業実施期間

令和5年12月～令和6年2月末

#### ・対象者

協会けんぽ長崎支部加入者（年齢を問わない）

健康経営推進企業へ案内

#### ・利用者

事業所訪問型：12事業所 228名

歯科医院来院型：19名

○無料出張歯科健診のご案内○

「しっかり噛むこと」は肥満の解消・予防に効果的です。  
咀嚼力チェックガムで判定を行います。

皆様へ大切な  
歯  
しっかり噛めていますか？

【実施期間】令和6年 1月 15日（月）～令和6年2月29日（木）  
【申込期限】令和5年 12月 28日（木）※1か月前の予約をお願いします。  
【申込要件】1事業所50名まで利用可能 ※10名以上の申し込み

- 対象者：協会けんぽ長崎支部被保険者（年齢制限ありません）
- 内容：歯科医師・歯科衛生士による歯科健診  
①問診（事項） ②問診結果による保健指導・咀嚼力チェックガム  
③口腔衛生指導

～お断り事項～  
・健診（指導）は、事業所の職場内で実施させていただきます。健診用の部屋及び机と椅子をご用意いただきますようお願いいたします。  
・受け付けの方は、歯科健診時間標準を事前に送付いたしますので、ご記入をお願いします。  
・歯面のFAXにて、お申し込みをお願いします。

※申込みが定数（450名）に達した場合は、申込期限でも受付終了となります。

全国健康保険協会 長崎支部 一般社団法人 長崎県歯科医師会  
協会けんぽ

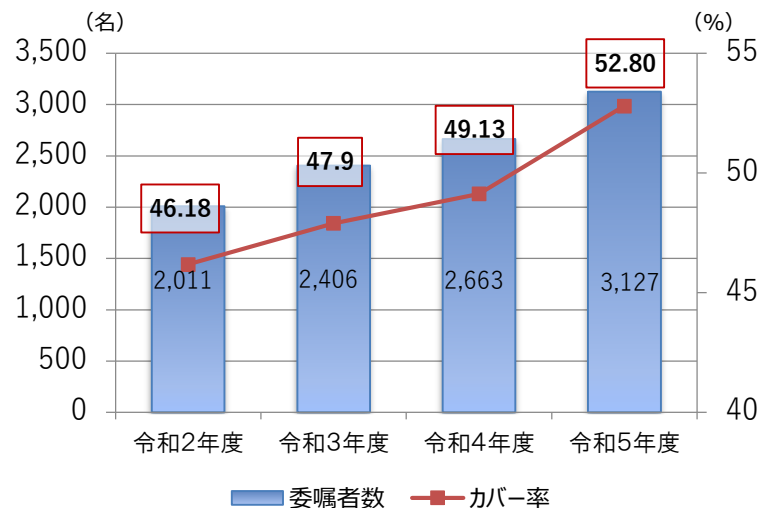
## 12. 加入者・事業主との関係強化

### ■健康保険委員委嘱状況

健康保険委員は、  
協会けんぽと加入者様の橋渡し役。

|                   | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-------------------|-------|-------|-------|-------|
| 健康保険委員<br>委嘱者数(名) | 2,011 | 2,406 | 2,663 | 3,127 |

| 令和5年度<br>KPI 52.0% | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|--------------------|-------|-------|-------|-------|
| 被保険者<br>カバー率(%)    | 46.18 | 47.90 | 49.13 | 52.80 |
| 全国平均(%)            | 45.16 | 47.60 | 50.82 | 52.60 |



| 月   | <健康保険委員委嘱拡大に向けた主な取り組み>                                                                                                                                                                                                                        |
|-----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 5 月 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・支部通信5月号に健康保険委員とメルマガ登録勧奨記事を掲載。</li> <li>・メルマガ5月号に健康保険委員の登録方法を掲載。</li> </ul>                                                                                                                            |
| 7 月 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・県内3か所で開催された長崎県社会保険協会主催の社会保険事務講習会（初級編）にて、健康保険委員リーフレットを配布し、登録勧奨を実施。</li> </ul>                                                                                                                          |
| 8 月 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・健康保険委員活動の活性化を図ることを目的とし、健康情報季刊誌「夏のけんこう」、協会けんぽGUIDEBOOK、医療機関適正受診推進ポスター、ルネサンスチラシを健康保険委員2,727名宛に送付。</li> <li>・社会保険委員研修会にて、健康保険委員リーフレットを配布し、登録勧奨を実施。</li> <li>・社会保険ながさき8.9月号にて、健康保険委員登録勧奨記事を掲載。</li> </ul> |
| 10月 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・健康保険委員活動の活性化を図ることを目的とし、健康情報季刊誌「秋のけんこう」、健康経営セミナーの案内チラシを健康保険委員2,757名宛に送付。</li> </ul>                                                                                                                    |

| 月   | ＜健康保険委員委嘱拡大に向けた主な取り組み＞                                                                                                                                                                          |
|-----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 11月 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・年金委員・健康保険委員功労者表彰伝達式及び研修会を開催。（理事長表彰2名、支部長表彰9名）<br/>支部保健師より【元気に働く明日に向かって！～従業員が元気に働く職場づくり～】をテーマに研修実施。</li> <li>・健康保険委員未登録事業所（4,996社）に登録勧奨文書を送付。</li> </ul> |
| 12月 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・健康保険委員活動の活性化を図ることを目的とし、健康情報季刊誌「冬のけんこう」を健康保険委員2,943名宛に送付。</li> <li>・メルマガ12月号にて令和5年度年金委員・健康保険委員表彰式の記事を掲載。</li> </ul>                                      |
| 1月  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・支部通信1月号にて令和5年度年金委員・健康保険委員表彰式の記事を掲載。</li> </ul>                                                                                                          |
| 2月  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・長崎県社会保険協会主催の社会保険事務講習会（中級編）にて、健康保険委員リーフレットを配布し、登録勧奨を実施。</li> </ul>                                                                                       |

# 13. ジェネリック医薬品の使用促進について

国民皆保険制度維持のため、医療の質を落とすことなく、効率的に医療費削減できるジェネリック医薬品を協会けんぽでは推進しています。

機密性1



ジェネリック医薬品は  
先発医薬品と同じ有効成分を  
利用することで、研究開発費や  
研究開発期間が少ないため  
お薬の価格が抑えられます。



ジェネリック医薬品の  
品質と安全性を高め、  
もっと安心な医薬品を  
お届けするために。



ジェネリック医薬品は  
効き目が  
先発医薬品と同等であると  
認められています。



ジェネリック医薬品を  
より飲みやすく手軽に  
服用できるように。

先発医薬品は**長い歳月と  
数百億円以上**といわれる費用をかけて  
研究開発されます。

ジェネリック医薬品は先発医薬品の特許期間を過ぎたあと  
同じ有効成分を利用して研究開発されるため、その分  
**研究開発期間やコストを大幅に  
抑えることができ、  
お薬の価格も抑えられます。**

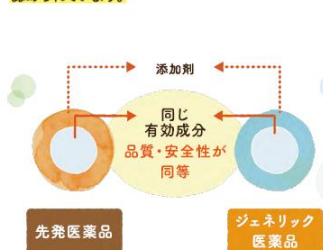


医薬品を作るときの  
製造管理、品質管理に関する  
**厳しい基準GMP**があります。  
ジェネリック医薬品は、  
**先発医薬品と同様に、GMP基準を  
満たしたうえで製造されています。**

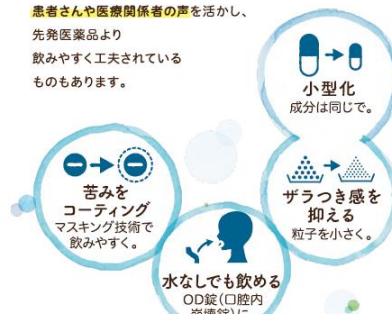
※GMP(Good Manufacturing Practice)



ジェネリック医薬品は、先発医薬品と同じ有効成分を  
**同量含んでいます。**  
また、国の審査によって、**品質、安全性が  
認められています。**



ジェネリック医薬品は  
**患者さんや医療関係者の声を活かし、  
先発医薬品より  
飲みやすく工夫されている  
ものもあります。**



協会けんぽ長崎支部キャラクター  
ジェネリック3兄弟

未来の子どもたちのために  
今後もジェネリック医薬品を。

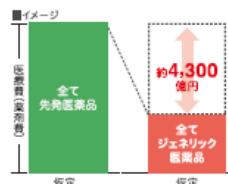
ジェネリック医薬品の使用は

日本の**医療保険制度の  
維持**につながります。

もし、協会けんぽの加入者の皆さまが全て  
ジェネリック医薬品に切り替えたと

使用割合が100%になった場合  
合計約**4,300億円**の  
医療費の軽減が見込めます。

※加入者がジェネリック医薬品を全て使用しなかった場合の医療費と全てジェネリック医薬品を使用した場合の医療費の差額を試算したものです。



ジェネリック医薬品をご希望の方は

医師または薬剤師に  
**ジェネリック医薬品への  
切り替え**についてご相談ください。



※ジェネリック医薬品と先発医薬品の主成分は同じですが、添加剤等の違いにより副作用等に個人差がある場合もあります。  
※医師が患者さんの体質・病状などからジェネリック医薬品への変更が適切でないと判断したときなど、変更できない場合があります。

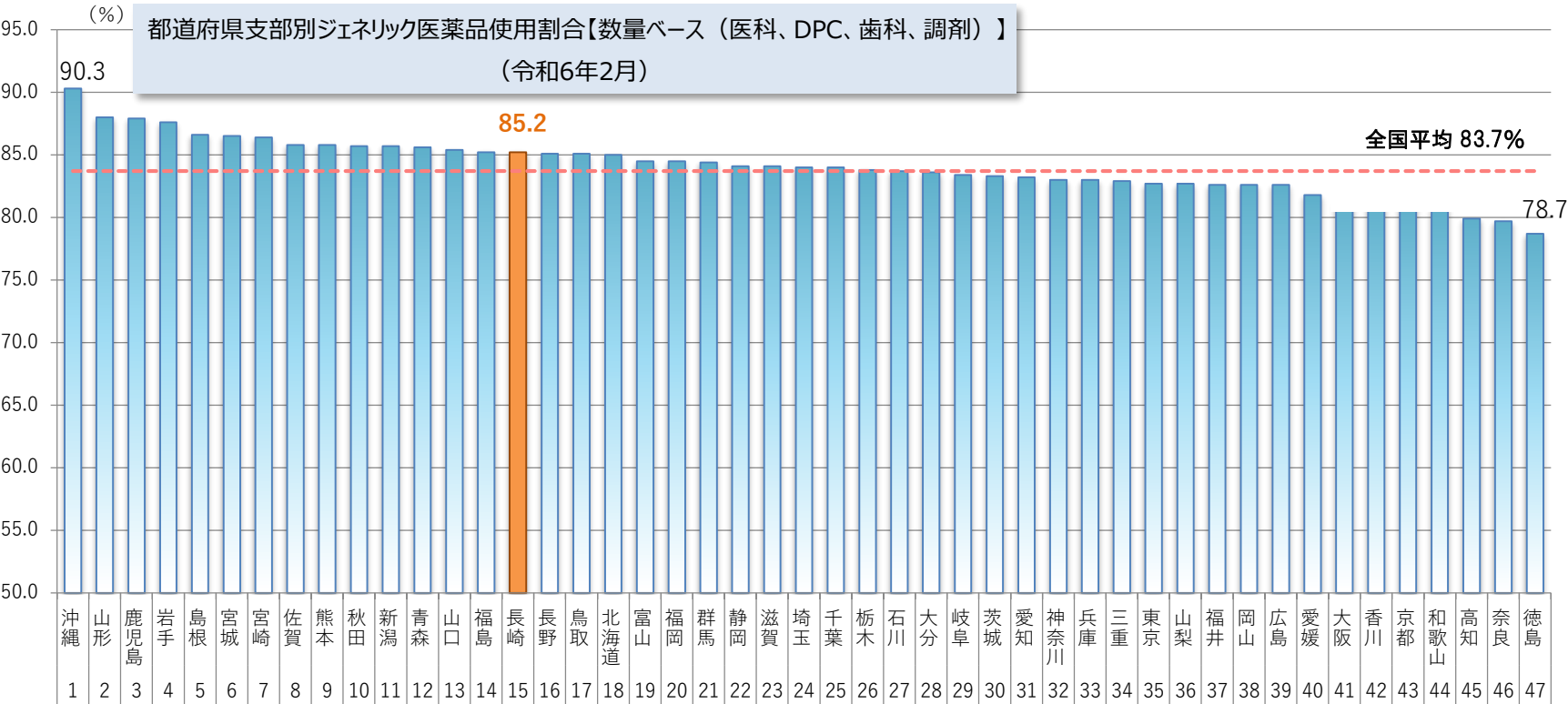
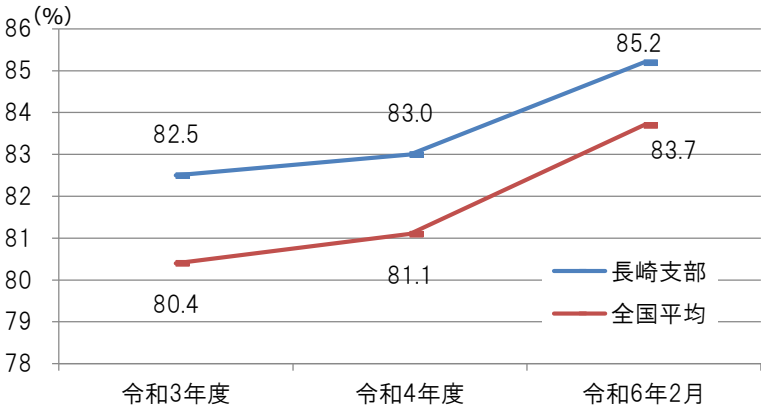
ジェネリック医薬品の供給について

現在一部のジェネリック医薬品におきまして、供給不足や欠品が生じており、  
切り替えを希望されても難しい場合があります。切り替えを希望される方は、  
医療機関や薬局とよくご相談ください。

# 13. ジェネリック医薬品の使用促進について

## ■ ジェネリック医薬品使用割合【数量ベース（医科、DPC、歯科、調剤）】

| 令和5年度KPI 83.5% |       |       |        |
|----------------|-------|-------|--------|
|                | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和6年2月 |
| 使用割合（%）        | 82.5  | 83.0  | 85.2   |
| 全国平均（%）        | 80.4  | 81.1  | 83.7   |



# ●長崎支部のジェネリック医薬品の使用促進に向けた取組み

## <1> 長崎県ジェネリック医薬品使用促進協議会における意見発信

令和5年7月、第一回長崎県ジェネリック医薬品使用促進協議会において、ジェネリック医薬品の使用率向上対策について意見発信。

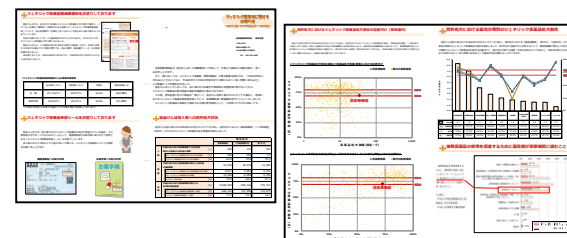
見える化

- ・薬効分類別処方割合
- ・地域内での立ち位置

## <2> 県内の医療機関・薬局への「ジェネリック医薬品使用状況のお知らせ」の送付

ジェネリック医薬品の使用促進を図る資料として、協会けんぽが加入者レセプトを分析し、処方箋発行元の医療機関毎に、使用割合や一般名処方との関連等を見える化したお知らせを作成し送付している。

令和5年度は7月に599医療機関、526薬局に「ジェネリック医薬品使用状況のお知らせ」送付。



## <3> 長崎県との連携

ジェネリック医薬品使用促進のため、令和6年3月18日に長崎県の薬務行政室と同行し長崎大学病院を訪問。ジェネリック医薬品に関するお知らせを提示し、医療機関の使用割合の説明や現状の確認を行った。

## <4> ジェネリック医薬品軽減額通知サービス

処方された薬をジェネリック医薬品に切替えた場合に、どのくらいお薬代（調剤料）の自己負担額が軽減されるか試算した「ジェネリック医薬品軽減額通知」を本部から毎年2回定期的に送付。令和5年度は8月と2月に送付。

効果実績 ◆令和4年度

【軽減額】 長崎支部：年間約2億 全国：年間約222億円

【切替率】 長崎支部：33.3% 全国：30.3%

◆平成21年～令和3年度累計

【軽減額】 長崎支部：約29億円 全国：約2,567億円

◇ジェネリック医薬品軽減額通知 効果実績（長崎支部）

| R4年度 | 通知件数   | 切替者数  | 切替率   | 軽減額／月     |
|------|--------|-------|-------|-----------|
|      | 一回目通知  |       |       |           |
|      | 27,453 | 8,540 | 31.1% | 9,382,909 |
|      | 二回目通知  |       |       |           |
|      | 24,231 | 8,701 | 35.9% | 9,711,073 |

| H21～R3累計 | 通知件数    | 切替者数    | 切替率   | 軽減額／年（円）      |
|----------|---------|---------|-------|---------------|
|          | 593,946 | 182,403 | 30.7% | 2,960,612,814 |

○平成21年度から令和3年度通知までの累計（人数はのべ人数）

○軽減額 / 年：軽減額（月）×12ヶ月（単純推計）

## <5> 加入者・関係機関への啓発活動

### ●YouTube動画の配信

令和5年10月1日～10月31日、18歳以上の長崎県内在住者に向けて、右記ジェネリック医薬品使用促進CM（30秒）をYouTubeにて配信。

（広告表示回数 85,385回 再生完了回数 54,137回）

令和6年1月1日～1月31日の期間でも同様の広告を配信。

昨今のジェネリック医薬品供給不足の現状を踏まえ、「ジェネリック医薬品が作られていない医薬品や、在庫がない場合もあります。詳しくはかかりつけ医師、薬剤師にご相談ください」という文言を最後のコマに掲載。



### ●紙面での広報

令和2年9月に作成したTVCMと連動したジェネリック医薬品使用促進広告（上）を、令和5年10月1日の長崎新聞 別冊折り込み 就活と進学の情報誌「NR」に掲載。

「NR」は、長崎新聞本誌への折り込みと、長崎県内の大学・短大・高専・専門学校・高校に配布される情報誌で、約211,700部発行されている。

令和6年2月1日には、令和2年3月に作成したYouTube動画と連動したジェネリック医薬品使用促進広告（下）を同様に全4段フルカラー広告で掲載。

いずれの広告も、昨今のジェネリック医薬品供給不足の現状を踏まえ、右記の文言（※）を掲載。

（※）すべてのお薬にジェネリック医薬品があるわけではありません。また、一部のジェネリック医薬品において、在庫がなく、切り替えが難しい場合もあります。切り替えを希望される場合は、医療機関や薬局とよくご相談ください。

↓「NR」10月号、掲載広告



↓「NR」2月号 掲載予定広告



## ●ポスター広報

令和5年8月5日～9月29日の期間、JR長崎・諫早・佐世保駅にジェネリック医薬品使用促進ポスター（B1サイズ縦 各2枚）を掲出。また、8月1日～9月30日の期間、路面電車（10台）、バス車内（長崎バス100台、西肥バス50台、長崎県営バス50台）にジェネリック医薬品使用促進ポスター（B3サイズ横）を掲出。通勤・通学などで公共交通機関を利用する加入者に向けて広報を行った。

いずれの広告も、昨今のジェネリック医薬品供給不足の現状を踏まえ、下記の文言（※）を掲載。

（※）すべてのお薬にジェネリック医薬品があるわけではありません。また、一部のジェネリック医薬品において、在庫がなく、切り替えが難しい場合もあります。切り替えを希望される場合は、医療機関や薬局とよくご相談ください。

### 掲出例

JR 長崎駅



路面電車内



長崎バス



## 14. 医療費適正化に関する取り組み

### ●テレビCM広報

かかりつけ医の推進に関するテレビCM（15秒CMと30秒CM）を制作し、令和5年12月1日～12月31日、令和6年2月1日～2月29日の期間、民放4局（NCC(長崎文化放送)・KTN(テレビ長崎)・NiB(長崎国際テレビ)・NBC(長崎放送))で放送。

2か月間で15秒CMを100本、30秒CMを45本、合計145本放送した。



### ●新聞折り込み情報誌への広告掲載

令和5年8月、9月に長崎新聞別冊折り込み生活情報誌「とととて motto!」に全4段フルカラー広告で左の3種類の適正受診促進広告（令和4年2、3月作成）を掲載。

（上から8月25日掲載、9月8日掲載、9月22日掲載）

※とととてmotto!は、原則毎月第2、第4金曜に長崎新聞に折り込まれるほか、長崎市内の幼稚園・保育園・こども園に配布されます。



## ●Youtube動画広告配信

令和5年8月1日～8月31日の期間、「こども医療電話相談について」の30秒動画を18歳以上の長崎県内在住者に向けて、YouTube上で配信。

(広告表示回数 113,452回 再生完了回数 56,107回)

また、令和5年11月1日～11月30日の期間、「かかりつけ医の推進」の30秒動画を18歳以上の長崎県内在住者に向けて、YouTube上で配信。

(広告表示回数 173,566回 再生完了回数 65,536回)



「こども医療電話相談について」



「かかりつけ医の推進」

## ●ポスターの掲出

令和4年度に作成した右記の医療機関適正受診推進ポスターを、令和6年1月～2月にJR長崎・諫早・佐世保駅、路面電車(10台)、バス車内(長崎バス100台、西肥バス50台、長崎県営バス50台)に掲出。ポスターは長崎県医師会、長崎県歯科医師会、長崎県薬剤師会の連名で作成。



↑路面電車、バスに掲出

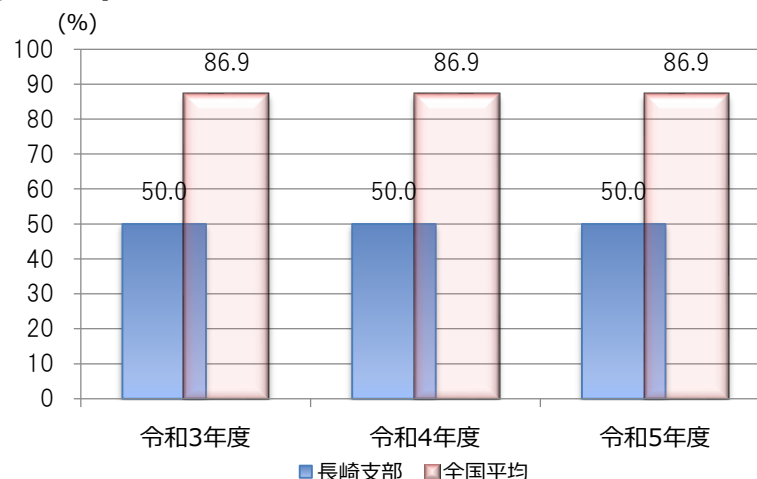


↑JR長崎・諫早・佐世保駅に掲出

## 15. 医療データの分析に基づく地域の医療提供体制への働きかけ

### ■地域医療構想調整会議への被用者保険者参加率

|         | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|---------|-------|-------|-------|
| 参加率 (%) | 50.0  | 50.0  | 50.0  |
| 全国平均(%) | 86.0  | 86.9  | 86.9  |



### 地域医療構想とは

高齢化により、医療・介護需要の増大や、慢性の病気を多く抱える患者の増加など医療に対する要望が**増加変化**していくことに対応するため、患者がその状態に見合った、より良質な医療サービスを受けられるよう、病院の機能を分けたいと、各病院の連携を行う必要があります。

将来（2025年）のあるべき医療提供体制を病院の役割に応じて、下記の4機能に分けて推計し、病院の役割をわかりやすくし、役割に沿った医師や設備の配置を行うために、各都道府県で協議が行われています。（※）

- ①高度急性期機能……特に症状が重い患者を受け入れる機能（集中治療室など）
- ②急性期機能……救急や症状が重い患者を受け入れる機能
- ③回復期機能……退院を目指し、リハビリなど集中的に提供する機能
- ④慢性期機能……長年に渡り療養が必要な重度の障害者等を受け入れる機能

※長崎県では、8つの2次医療圏を基本に県を8構想区域にわけて協議が行われています。

・長崎区域 ・佐世保県北区域 ・県央区域 ・県南区域 ・五島区域 ・上五島区域 ・壱岐区域 ・対馬区域

・地域医療構想調整会議における意見発信等について

| 月  | 意見発信等                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 7月 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「第1回長崎区域地域医療構想調整会議」に支部長が出席。</li> </ul> ⇒病床機能の見直し（長崎北徳洲会病院）、2025年に向けた医療機関毎の具体的対応方針（長崎みなとメディカルセンター）、地域医療介護総合確保基金事業（長崎掖済会病院、長崎記念病院）等について協議。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 8月 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「第1回佐世保県北区域地域医療構想調整会議」に支部長が出席。</li> </ul> ⇒2025年に向けた医療機関毎の具体的対応方針（佐世保市総合医療センター、北松中央病院）、長崎県医師確保計画に基づく医師少数スポットの設定（平戸市）、地域医療介護総合確保基金事業等について協議。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・「第1回県南区域地域医療構想調整会議」に支部長が出席予定であったが、台風6号の接近に伴い欠席。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 9月 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「令和5年度第1回県央区域地域医療構想調整会議」に企画総務部長が出席し。</li> </ul> ⇒令和4年度病床機能報告の結果、医療機関の建替計画（恵寿病院）、地域医療介護総合確保基金事業（恵寿病院、橋爪外科胃腸科医院）等について協議し、意見を発信。<br>（意見発信） <ul style="list-style-type: none"> <li>・県央区域は県の中央部で交通の利便性がよく、急性期機能の医療機関や、諫早療育センターやみさかえの園など、重症心身障害児施設等が集中している特別な医療圏と認識している。</li> <li>・令和4年度病床機能報告（速報値）の結果を見ると、回復期病床については、令和3年度より増加しているものの、令和7年（2025年）の必要病床数と比較すると、406床不足している。</li> <li>・厚生労働省が示しているデータでは、訪問看護の利用者数は、2040年以降にピークを迎えることが見込まれており、今後在宅医療等のニーズが大幅に増大することが予想される。将来的に地域住民が必要な時に質の高い医療を過不足なく適切に受けられるよう、長崎県において、県全体および構想区域ごとのあるべき姿や具体的な方向性を示していただき、積極的な議論を進めていただきたい。</li> </ul> |

| 月  | 意見発信等                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 2月 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「令和5年度第2回県南区域地域医療構想調整会議」に支部長が出席。<br/>⇒2025年に向けた医療機関毎の具体的対応方針（長崎県島原病院）、地域医療介護総合確保基金事業（永吉病院）について協議、また、第8次医療計画（地域医療構想）の策定等についての報告を受け、全て了承。</li> <li>・「令和5年度第2回県央区域地域医療構想調整会議」に企画総務部長が出席。<br/>⇒地域医療構想の取組について協議、また、第8期医療計画（地域医療構想）の策定等についての報告を受け、全て了承。</li> <li>・「令和5年度第2回長崎区域地域医療構想調整会議」に支部長が出席。<br/>⇒地域医療構想の取組、病床機能の見直し（長崎北徳洲会病院）等について協議、また、第8次医療計画（地域医療構想）の策定等についての報告を受け、全て了承。</li> <li>・「令和5年度第2回佐世保県北区域地域医療構想調整会議」に支部長が出席。<br/>⇒地域医療構想における増床計画（JCHO松浦中央病院）、地域医療介護総合確保基金事業について協議、また、第8次医療計画（地域医療構想）の策定等についての報告を受け、全て了承。</li> </ul> |

■ 令和3年度より新たに佐世保県北医療圏に参加できることとなり、協会けんぽとしては、8医療圏のうち4医療圏（長崎医療圏、県南医療圏、県央医療圏、佐世保県北医療圏）の参加である。なお、離島の4医療圏を除く本土の4医療圏で、県内加入者数の約93%を占めている。